

広川町国土強靱化地域計画

**令和3年3月
広川町**

目 次

第1章 はじめに

第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置付け	1
第3節 計画期間	2

第2章 国土強靱化の基本的な考え方

第1節 町の概況と過去の災害	3
第2節 基本目標	6

第3章 脆弱性評価

第1節 脆弱性評価の考え方	7
第2節 脆弱性評価において想定するリスク	7
第3節 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	8
第4節 評価の実施手順	9
第5節 評価結果	

1 直接死を最大限防ぐ

－ 1 地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等 による多数の死傷者の発生	10
－ 2 広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の 発生	13
－ 3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	16
－ 4 情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な 交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の 発生	18

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、 被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

－ 1 被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる 物資・エネルギー供給の長期停止	23
－ 2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	25
－ 3 警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞	26
－ 4 大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱	28
－ 5 被災地における医療機能の麻痺	29
－ 6 被災地における疫病・感染症の大規模発生	31

－ 7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	32
3	必要不可欠な行政機能は確保する	
－ 1	行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下	33
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	
－ 1	情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能	35
5	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	
－ 1	エネルギーの長期にわたる供給停止	37
－ 2	上水道等の長期にわたる供給停止	38
－ 3	汚水処理施設等の長期にわたる機能停止	39
－ 4	交通インフラの長期にわたる機能停止	40
－ 5	防災インフラの長期にわたる機能不全	42
6	経済活動を機能不全に陥らせない	
－ 1	サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全	44
－ 2	食料等の安定供給の停滞	46
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	
－ 1	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生	47
－ 2	有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大	48
－ 3	農地・森林等の被害による土地の荒廃	49
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	
－ 1	災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ	51
－ 2	復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	52
－ 3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失	54
－ 4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	55

第4章 国土強靱化のための施策プログラム

第1節	施策プログラム策定の考え方	56
第2節	施策プログラムの推進	56
第3節	本町における国土強靱化のための施策プログラム	57
1-1		57
1-2		59
1-3		61
1-4		63
2-1		66
2-2		67
2-3		68
2-4		69
2-5		70
2-6		71
2-7		72
3-1		73
4-1		75
5-1		76
5-2		77
5-3		78
5-4		79
5-5		80
6-1		82
6-2		83
7-1		84
7-2		84
7-3		85
8-1		86
8-2		86
8-3		88
8-4		89

第5章 計画の推進管理

第1節	施策ごとの推進管理	90
第2節	P D C Aサイクルによる計画の着実な推進	90

第1章 はじめに

第1節 計画策定の趣旨

平成23年3月に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

こうした中、国においては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、平成26年6月に基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定された。平成30年12月には、国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や策定後の災害から得られた知見等を反映した基本計画の見直しとともに、計画に位置付けた重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定された。

また、福岡県においても、近年多発する自然災害への備えなどの課題に対応するため、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な県土・地域・経済社会の構築に向けた総合的な防災・減災対策に取り組んでいる。そして、近年の災害の経験と教訓を基に、福岡県における国土強靱化に向けて、平成28年3月に「福岡県地域強靱化計画」を策定し、令和元年6月には改定を行っている。

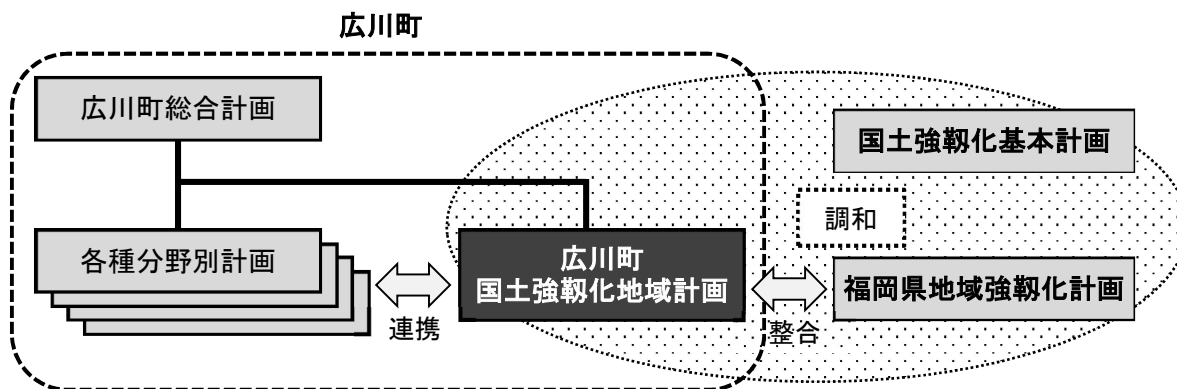
広川町（以下「本町」という。）においても、自然災害に対する脆弱性を見つめ直し、本町における国土強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するために不可欠な課題である。このため、国、福岡県、民間事業者、町民等と連携し、これまでの取組を更に加速していく必要がある。

こうした基本認識のもと、本町における国土強靱化に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、「広川町国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定する。

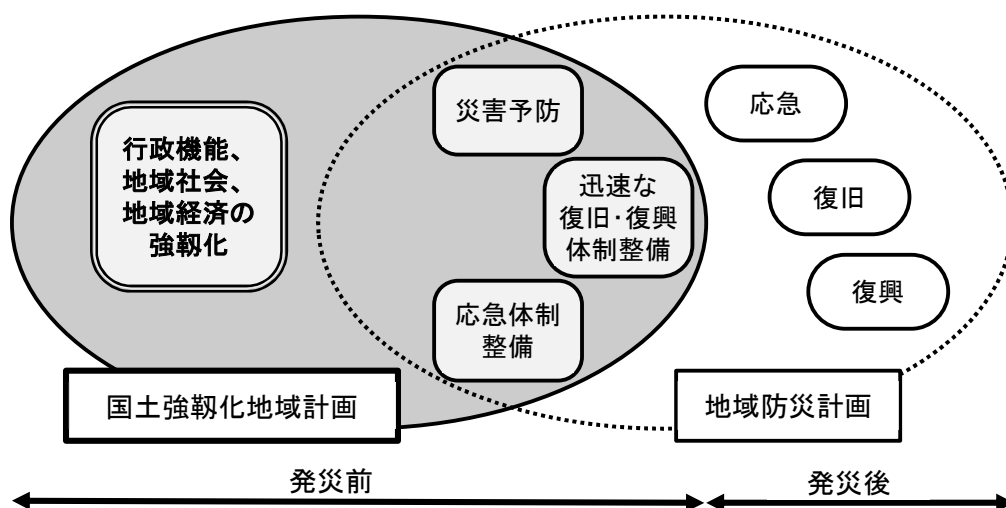
第2節 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定する。

国土強靱化地域計画は、本町の計画における国土強靱化に係る部分についての指針となるべき計画であり、基本計画と調和するものとなる。そのため、福岡県地域強靱化計画に定められた施策の展開方向と整合を図り、基本計画や福岡県地域強靱化計画と調和した計画とするとともに、広川町総合計画をはじめとする本町の各種計画と連携し、本町における国土強靱化に係る施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置付ける。



また、「広川町地域防災計画」が、地震や洪水などの「リスク」を特定し、そのリスクへの対応をリスクごとに取りまとめるものであるのに対し、本計画は、あらゆるリスクを見据えつつ、平時の備えを中心とする包括的な対応策を取りまとめるものである。



第3節 計画期間

本町における国土強靱化の実現には、長期的な展望を描きつつ、社会情勢の変化、国や福岡県における国土強靱化の状況等に応じた施策の推進が必要となることから、基本計画及び福岡県地域強靱化計画を踏まえ、本計画の計画期間は、5年間（令和3年度～令和7年度）とする。

第2章 国土強靱化の基本的な考え方

第1節 町の概況と過去の災害

1 位置及び面積

本町は、福岡県の南部に位置し、東部は赤藪山、南部は八女丘陵を境に八女市、西部は国道209号付近で筑後市、北部は、耳納山地とその西に続く高良台地を境に久留米市と接している。町域は、東西約14km、南北約5.4kmで、町面積は37.94k㎡となっている。

町の中央部を国道3号が南北に走り、これと並行して東部を県道久留米立花線、西部には国道209号が通っている。さらに、県道三潴上陽線が町の中央部を東西に横断している。また、町のほぼ中央を九州縦貫自動車道が走り、町内に広川サービスエリア、広川インターチェンジを有している。

2 地勢及び気候

地勢は、西部以外の3方を小高い丘陵地に囲まれ通称広川谷と呼ばれる盆地をなす地域で、耳納山地の発心山に源を発する一級河川筑後川水系「広川」が東から西に流れ、その流域に細長い盆地状の平野をつくり筑後川に注いでいる。

気候は、内陸性気候区に属し、1日の気温の変化が大きい。近隣の久留米市の年間平均気温は16.3度、年間降雨量は1,845mmであり、6・7月の梅雨期には、しばしば強い雨が集中して降ることがある。

3 過去の災害

(1) 風水害

例年、九州に台風接近あるいは直撃による家屋の浸水被害や農作物被害、風倒木等の山林被害がでている。また、梅雨前線による大雨やゲリラ豪雨による被害も発生している。

主な災害状況は、次表のとおりである。

災害年月日	災害原因	被害状況
平成2年7月1日 ～7月2日	豪雨	総雨量 265 mm (時間雨量最大 38 mm) ・住家一部損壊 1 棟 ・床下浸水 15 棟 (世帯) ・崖崩れ 12 箇所 ・道路被害 18 箇所 ・水田の流出等 72.1ha
平成3年9月	台風17号 台風19号	瞬間最大風速 約50m/秒 ・住家の全壊 2 棟 ・住家の半壊 6 棟 ・住家の一部破損 3,700 棟 ・道路損壊 1 箇所 ・崖崩れ 1 箇所
平成16年9月6日	台風18号	・森林被害 53.51ha 被害金額 273,511 千円

災害年月日	災害原因	被害状況
平成 21 年 7 月 24 日 ～ 7 月 26 日	豪雨	総雨量 389 mm（時間雨量最大 51 mm） ・住家の一部破損 1 棟 ・床上浸水 15 棟・床下浸水 56 棟 ・崖崩れ 1 箇所 ・道路被害 55 箇所 ・農地被害 22 箇所
平成 24 年 7 月 13 日 ～ 7 月 16 日	豪雨	総雨量 585 mm（時間雨量最大 56 mm） 日積算雨量 7 月 14 日 ⇒ 256.5 mm ・住家の一部損壊 2 棟 ・床上浸水 13 棟・床下浸水 46 棟 ・崖崩れ 21 箇所・地すべり 2 箇所 ・道路損壊 68 箇所 ・道路冠水 28 箇所 ・県営河川溢水 20 箇所 施設・設備破損 32 箇所 ・普通河川溢水 5 箇所 施設・設備破損 2 箇所 ・水路破損 23 箇所・溜池 1 箇所・頭首工破損 14 箇所 ・公園 3 箇所・農地の破損 14 箇所 【避難】 ・避難勧告 1 7/14 08 時 20 分発令⇒広川沿いの住民 7/15 08 時 00 分解除 148 世帯 287 名 ・避難勧告 2 7/15 14 時 30 分発令⇒梯 1・2 組住民 対象 29 世帯 94 人のうち 13 世帯 23 名 7/21 08 時 00 分一部解除 対象 10 世帯 32 人のうち 4 世帯 9 名 7/27 15 時解除
令和元年 8 月 27 日 ～ 8 月 28 日	豪雨	台風 11・12 号、太平洋高気圧の影響による 秋雨前線の停滞 総雨量 344 mm（時間雨量最大 72.5 mm） 日積算雨量 8 月 28 日 ⇒ 239.5 mm ・全壊 3 棟 ・床上浸水 20 棟・床下浸水 42 棟 ・崖崩れ 1 箇所 ・道路損壊 45 箇所・道路埋没 4 箇所・道路冠水 23 箇所 ・県営河川 溢水 11 箇所、施設・設備破損 10 箇所 ・普通河川 溢水 4 箇所、施設・設備破損 20 箇所 ・水路破損 15 箇所・公園 1 箇所・農地の破損 15 箇所 【避難】 54 世帯・112 名 ・避難勧告 8/28 05 時 45 分発令 町内全域 8/30 06 時 30 分解除 ・避難指示 8/28 07 時 35 分発令 広川河川流域 14 時 56 分解除

(2) 地震

福岡県地方に発生し被害をもたらした主な地震は、679 年筑紫地方の地震と 1898 年（明治 31 年）福岡県西部の地震及び 2005 年（平成 17 年）福岡西方沖地震、2016 年（平成 28 年）熊本地震がある。

災害年月日	災害原因	地震発生状況	（熊本県）	避難者数
平成 28 年 4 月 14 日	熊本地震	21 時 26 分 震度 4 21 時 37 分 震度 1 21 時 42 分 震度 1 22 時 07 分 震度 3 22 時 08 分 震度 2 22 時 09 分 震度 1 22 時 22 分 震度 2 22 時 39 分 震度 2 23 時 28 分 震度 1 23 時 30 分 震度 2 23 時 43 分 震度 2	（震度 7） （震度 6 弱）	1 世帯 4 名 1 世帯 4 名 （翌朝避難所閉鎖）
平成 28 年 4 月 15 日	熊本地震	00 時 03 分 震度 3 00 時 06 分 震度 2 00 時 34 分 震度 1 00 時 50 分 震度 1 01 時 53 分 震度 1 02 時 14 分 震度 1 05 時 10 分 震度 1 07 時 30 分 震度 1 07 時 47 分 震度 1	（震度 6 強）	
平成 28 年 4 月 16 日	熊本地震	01 時 25 分 震度 5 弱 01 時 26 分 震度 2 01 時 27 分 震度 2 01 時 28 分 震度 2 01 時 29 分 震度 1 01 時 30 分 震度 3 01 時 31 分 震度 2 01 時 33 分 震度 1 01 時 34 分 震度 1 01 時 37 分 震度 1 01 時 37 分 震度 1 01 時 44 分 震度 3 01 時 46 分 震度 3 01 時 56 分 震度 1 02 時 04 分 震度 1 03 時 03 分 震度 3 03 時 56 分 震度 2 07 時 24 分 震度 1 08 時 09 分 震度 1 08 時 21 分 震度 1 09 時 50 分 震度 1 11 時 03 分 震度 2 14 時 04 分 震度 1 16 時 02 分 震度 1 21 時 05 分 震度 1	（震度 7） （震度 7） （震度 6 弱） （震度 5 強）	4 世帯 9 名 7 世帯 15 名 8 世帯 17 名 6 世帯 13 名 5 世帯 12 名 12 世帯 26 名 4/24 10:00 避難所閉鎖

人的被害、住家被害（全壊・半壊・一部損壊）なし

罹災証明書発行 4 件（住家内壁 2 件、外壁 1 件、花卉ハウス 1 件）

第2節 基本目標

本計画の基本目標は、国の基本計画や福岡県地域強靱化計画を踏まえ、以下のように設定する。

【広川町国土強靱化地域計画の基本目標】

- 1 人命の保護を最大限図ること
- 2 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3 町民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- 4 迅速に復旧復興すること

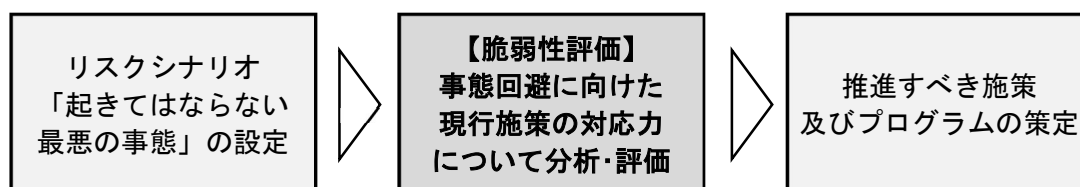
第3章 脆弱性評価

第1節 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的かつ効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、基本計画や福岡県地域強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

本町においては、本計画に掲げる本町における国土強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、次の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



第2節 脆弱性評価において想定するリスク

基本計画及び福岡県地域強靱化計画と同様に、地震災害や豪雨災害、土砂災害などの、大規模災害全般をリスクの対象とした。

第3節 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

基本計画で設定されている8つの「事前に備えるべき目標」と45の「起きてはならない最悪の事態」や、福岡県地域強靱化計画で設定されている8つのカテゴリと30のリスクシナリオを基に、本町の地域特性等を踏まえ、8つのカテゴリと27のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー		リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」
1	直接死を最大限防ぐ	1-1 地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生
		1-2 広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生
		1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-4 情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3 警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞
		2-4 大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5 被災地における医療機能の麻痺
		2-6 被災地における疫病・感染症の大規模発生
		2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能
5	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1 エネルギーの長期にわたる供給停止
		5-2 上水道等の長期にわたる供給停止
		5-3 汚水処理施設等の長期にわたる機能停止
		5-4 交通インフラの長期にわたる機能停止
		5-5 防災インフラの長期にわたる機能不全

カテゴリー		リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」
6	経済活動を機能不全に陥らせない	6-1 サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全
		6-2 食料等の安定供給の停滞
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生
		7-2 有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大
		7-3 農地・森林等の被害による土地の荒廃
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		8-2 復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
		8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

第4節 評価の実施手順

前項で定めた27のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データ等を収集し、参考指標として活用した。

第5節 評価結果

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生

【評価結果】

【住宅、特定建築物の耐震化】

○地震発生時に死傷者が発生する主な要因は、住宅の倒壊に伴うものが圧倒的に多いため、広報の充実や耐震改修促進体制の整備等を図り、住宅の耐震化に取り組む必要がある。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、おおむね昭和56年以前は耐震性が低く、昭和57年以降には耐震性が高い傾向がある。特に旧基準で建築された既存建築物等の耐震性の向上を図るため、町は、県の計画を基に耐震改修促進計画を改定していく必要がある。

○公共施設等については非木造化・不燃化が進む一方で、民間住宅は依然として木造家屋が中心であり、地震火災が同時多発すれば、避難を困難にすることが考えられる。このため、木造家屋が密集した地域については、建物の不燃構造に対する啓発や不燃化住宅の安全性について周知する必要がある。

○家具の転倒防止や屋根瓦の落下防止等の耐震対策、火災警報器や消火器等の住宅用防災機器の設置に関する啓発を行っている。また、ブロック塀倒壊防止対策、建築物の外壁及び、大規模空間を有する建築物の天井などの非構造部材、広告物の破損・落下防止対策として、点検・調査や改善指導等を行うとともに、エレベーター閉じ込め防止対策として、地震時管制運転装置などの安全装置を設置するよう、管理者に対し周知や指導等を行う必要がある。更なる安全確保を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

○近年の大地震においてブロック塀の倒壊により人的被害が発生していることを受け、町は、関係団体等と連携し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保の必要性について広く啓発を図る必要がある。特に、小中学校の通学路等に面したブロック塀の点検を実施し、安全性に問題がある塀の所有者等に対して、撤去・改修の指導を行っている。地震時にブロック塀の倒壊等による死傷者の発生を未然に防ぐため、引き続きこのような取組が必要である。

【学校施設の耐震化等】

○学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、非常災害時には地域住民の避難所としての役割も担っている。施設の耐震化は完了したものの、その安全性の確保は極めて重要であり、引き続き、天井や外壁などの非構造部材について、国の方針や補助制度などを活用しながら、耐震化の一層の促進が必要である。また、避難所としての機能向上を図るため、児童生徒等が使用する全ての部屋（教室や屋内運動場、給食施設を含む。）について、冷暖房設備の新設・更新が必要である。

【病院、社会福祉施設等の耐震化】

- 災害時に重要な役割を果たす医療機関の耐震化を促進するため、耐震化整備や、非常用自家発電装置、災害用ヘリポート、災害時用簡易ベッドなどの施設や設備の整備を行う必要がある。また、避難行動要支援者等が利用する社会福祉施設の耐震化を促進するため、国庫補助や基金等を活用して、高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、児童福祉施設等の地震防災上必要な改築又は補強を図る必要がある。
- 諸施設に要求される耐震性能は、一般的な地震動及び直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する更に高レベルの地震動についてもできる限り考慮の対象とするものとし、耐震性の確保には、耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれる必要がある。

【応急危険度判定体制の整備】

- 被災後の宅地の崩壊、被災建築物の倒壊や落下物等による二次災害を防止するため、被災宅地及び被災建築物の応急危険度判定を行う被災宅地危険度判定士及び被災建築物応急危険度判定士の登録推進及び被災時の連絡体制の確保、関係機関との連携体制の整備に努める必要がある。
- 近年の災害を踏まえ、県内災害時における県外からの判定士の受入体制の整備をするとともに、被災後の宅地の崩壊や被災した建築物の倒壊等による死傷者の発生を防ぐため、被災建築物応急危険度判定業務マニュアルの作成等の取組が必要である。

【大規模盛土造成地の把握】

- 道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体崩壊が予想される箇所等を把握するため、「道路法面、盛土欠落危険地調査」を実施する必要がある。

【住環境等の整備】

- 住環境等の整備を促進するため、組合等が実施する細分化された敷地の集約、不燃化された共同建築物の建築などを行う市街地再開発事業や、良好な宅地の造成、道路・公園等の公共施設の整備・改善を行う土地区画整理事業、及び町が実施する老朽危険家屋等の除却促進、生活道路・児童遊園等の公共施設の整備・改善を行う住環境整備事業や、狭あい道路の拡幅整備を行う狭あい道路整備等促進事業など、火災に強いまちづくりを推進する事業を通して、建築物の耐震・不燃化、都市空間の確保と整備、過密化した都市環境の整備、防災対策の改善を図る必要がある。
- 開発行為の指導に当たっては、関係法令の適切な運用により地域環境の保全・道路・排水・公園緑地・消防施設等の整備や防災性を配慮した開発行為が図られるよう指導する必要がある。

【不燃化を行う区域の指定】

- 県と連携し建築基準法に基づき、屋根の不燃化及び延焼のおそれのある外壁の準防火性能化を行う区域を指定することで、市街地における防火対策を促進する必要がある。

【指定緊急避難場所となる防災公園の整備、老朽化対策】

○町は、食糧等の備蓄倉庫・貯水槽・ヘリポート・放送施設等の災害応急対策施設及び避難場所となる公園について、関係機関と連携を図りながらその整備について検討する必要がある。

【指標（現状値）】

指標	現状値	現状値（全国）
（広川町耐震改修促進計画より） 住宅の耐震化率	47.3% （平成 25 年度）	約 82% （平成 25 年度）
（広川町耐震改修促進計画より） 特定建築物の耐震化率	85.5% （平成 25 年度）	85% （平成 25 年度）
病院の耐震化率		72.9% （平成 29 年度）
社会福祉施設等の耐震化率 （政令市・中核市除く）		90.3% （平成 28 年度）
被災宅地危険度判定士の登録者数		
被災建築物応急危険度判定士の登録者数		

1-2 広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生

【評価結果】

【激甚な水害が発生した地域等において集中的に実施する災害対策】

- 激甚な被害が発生した河川について、同様の災害からの被害を防止するため、原形復旧にとどまらず、川幅の拡幅や堤防の嵩上げなど施設機能の強化を図る改良復旧を集中的に実施し、河道の掘削などにより流下能力を向上させ、再度の浸水被害を軽減する等の取組の検討が必要である。被災地の一日も早い復旧・復興を図るため、引き続きこのような集中的な災害対策の実施が必要である。
- 平常から中小河川を巡視して河川及び河川施設の状況を把握し、異常を認めたときは直ちに補修する体制を整備するとともに、その原因を究明し、洪水に際して被害を最小限度に止めるよう、県や施設管理者に堤防の維持、補修、護岸、水制、根固工（ねがためこう）の修繕、堆積土砂の除去等を要請する必要がある。

【気候変動の影響を踏まえた治水対策の推進】

<河川改修>

- 大雨による洪水被害の軽減・防止を図るため、過去に浸水被害をもたらした河川や大きな被害が想定される河川について、河道掘削や洪水調節施設等の整備を行う必要がある。
- 町内の水防危険箇所として、東部山間地域（上広川校区）において土石流発生危険箇所・急傾斜地危険箇所及び地すべり危険箇所が指定されている。また、町域の中には、梅雨時期等に冠水しやすい箇所も多数存在する。これらの地域で被害を未然に防ぐために、河川等の積極的な改修促進を図ることが必要である。県管理の河川については、未改修河川部分が多く、県への改修要望を行う必要がある。
- 近年における気候変動などによる気象の変化を踏まえ、氾濫により人命被害等が生じる河川、防災上重要な施設の浸水が想定される河川、洪水氾濫等の発生リスクの高い河川などについては、堤防強化対策、堤防嵩上げ、河道断面の拡大などの河川改修を重点的に取り組む必要がある。

<広川防災ダム管理>

- 広川防災ダムについては、近年における洪水・渇水被害の頻発や気候変動の影響を踏まえ引き続き管理機能の強化を図る必要がある。

<雨水流出抑制策>

- 流域の都市化により低下している保水・遊水機能を復元するため、洪水対策の一つとして雨水貯留・浸透施設の設置等による雨水流出抑制を検討する必要がある。県と連携して、必要性について理解を深める必要がある。雨水タンク設置に係る助成制度の創設、学校施設への雨水タンク設置の取組等を進める必要がある。大雨時における都市部の安全性確保を図るため、引き続きこのような取組が必要である。
- 浸水被害等の被害を防止するため、河川や農業用水路・道路側溝の整備を推進する必要がある。

【河川施設等の安全対策】

- 地震の発生による河川施設等の被害を想定し、堤防・水門等の河川関連施設について、必要なものにおいては、重要度・緊急度の高いものから耐震化に努める必要がある。

【新技術等を活用した災害対策の構築】

＜危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラの設置＞

- 県管理河川の監視体制や、住民への情報提供を強化し、早急な水防活動や住民の適切な避難判断を支援することを目的に、従来の水位計に加え、低コストで設置可能な危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラの設置を県へ要望する必要がある。

＜ドローン等の新技術活用＞

- 災害発生直後に迅速かつ安全に被害状況を把握し、地域住民へ速やかな情報提供を行うため、及び災害復旧事業に活用するためには、ドローン導入が必要である。

【下水道による都市浸水対策】

- 都市における浸水対策の強化を図るため、国・県からの必要な助言・指導等の受援により、都市浸水対策（下水道整備）に取り組む必要がある。
- 全国平均よりも高い進捗が図られているものの、都市部における更なる浸水対策の強化を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

【洪水及び内水に対するハザードマップの作成】

- 洪水については、水防法の改正により、想定最大規模降雨に対応した「広川町ハザードマップ」を作成・公表し、防災訓練・図上訓練等を実施しているが、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のため、約5年ごとの更新が必要である。また、浸水や土砂災害が想定される区域だけでなく、全世帯に配布するとともに、役場窓口でも常時配布するなど、啓発に努める必要がある。

【県管理河川における警戒体制の整備、水害対応タイムラインの策定】

- 河川の氾濫の際に、関係者や住民が取るべき防災行動をあらかじめ時系列で整理しておく水害対応タイムラインについては、被害を最小限にするために有効であり、ハザードマップ（冊子版）に記載している。
- 災害の発生時に防災行動を迅速かつ効果的・効率的に行うため、気象情報や避難指示・高齢者等避難の判断基準の改正に伴う、継続的な見直しが必要である。
- 一級河川広川、長延川、高間川の県管理の河川においては、水害被害を軽減するため、河川の水位、雨量情報を収集するとともに、引き続き、情報の伝達、避難等の措置が行えるよう警戒体制の整備・強化を進める必要がある。

【適時適切な避難指示・高齢者等避難の発令】

- 国は、市町村が避難指示・高齢者避難を発令する際の発令基準やその伝達方法を示している。
- 県は、市町村に対し、避難指示・高齢者避難の発令基準の設定や住民に分かりやすい情報の伝達を行うよう、要請している。
- 判断基準については適切な避難指示・高齢者避難の発令ができるよう、毎年見直しを実施することが必要である。
- 町は、避難指示・高齢者等避難について、マニュアル作成を行うとともに、必要に応じて見直すよう努める必要がある。避難指示・高齢者等避難を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく必要がある。また、避難指示・高齢者等避難を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底するなど必要な準備を整えておく必要がある。
- 避難指示・高齢者等避難及び特別警報は、町防災行政無線、「防災メール・まもるくん」、情報配信（防災）メール、町、消防署及び消防団の広報車・サイレン・インターネット・ＬＩＮＥ・ＫＢＣのｄデータ放送等多様な情報伝達手段を使用するとともに、報道機関による報道（県防災システムＬアラートを通じて要請）により、地域住民に確実に伝達し当該区域住民の安全確保を図る必要がある。
- 高齢者などの避難行動要支援者が利用する福祉施設等に対しては、特に緊急時の避難情報の伝達・周知体制を確立し、迅速かつ安全な避難誘導を図る必要がある。

【指標（現状値）】

指標	現状値	現状値（全国）
下水道による都市浸水対策達成率		
想定最大規模降雨による洪水ハザードマップを作成・公表	100% （令和２年度）	
浸水履歴を作成・公表し、防災訓練等を実施	100% （令和２年度）	58% （平成 29 年度）
筑後川・矢部川大規模氾濫に関する減災対策協議会	毎年開催中 （平成 28 年度設置）	
避難指示・高齢者等避難の適切な判断基準を設定	毎年見直し （平成 26 年度設定）	

1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

【評価結果】

【激甚な土砂災害が発生した地域における再度災害防止対策の集中的実施】

- 町民の安全・安心な暮らしの確保、社会経済の活力を維持・増進していくため、再度災害防止対策として砂防施設等（砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設）の整備を集中的に実施する必要がある。
- 町は、福岡県防災エキスパート協会・福岡県砂防ボランティア協会・斜面判定士等へ協力要請するほか、国のアドバイザー制度を活用して危険箇所の点検を行う必要がある。

【人家や公共施設等を守るための土砂災害対策の推進】

＜土砂災害危険箇所等における砂防施設等の整備＞

- 町内の急傾斜地危険箇所 23 箇所のうち、保全対象となる人家、公共施設等の施設の状況や被災履歴等を勘案しながら、緊急性、重要性の高い箇所を中心に、治山、砂防、地すべり、急傾斜等への対策事業を実施・要望するとともに、施設管理者への周知、講習会の実施等に配慮する必要がある。

＜気候変動等の影響を踏まえた重点的整備＞

- 近年、頻発する激甚な土砂災害を踏まえ、下記（※）の緊急性・重要性の高い箇所については、重点的に施設整備を県へ要望する必要がある。
 - ※下流の氾濫域に多数の家屋や重要な施設があるなど、緊急的に土砂・流木の流出防止対策が必要な溪流における捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備
 - ※土砂・洪水氾濫により被災する危険性が高い箇所のうち、緊急性の高い箇所における砂防堰堤等の整備
 - ※被災のおそれが高く、かつ地域への影響の大きな石積堰堤の改築
- 町は、必要に応じ県や国と連携し、降雨等による二次的な土砂災害等を防止するため、専門技術者を活用し、土砂災害等の危険箇所を点検するとともに、危険性の高い箇所については、関係住民への周知を図り、警戒避難体制を整備し、応急対策や治山事業等を実施する必要がある。

＜既存ストックを有効活用した対策＞

- 施設整備を効果的・効率的に進めるため、既存の砂防堰堤の機能強化と組み合わせて新規堰堤を整備するなど、既存ストックを有効活用した対策を推進していく必要がある。

【治山施設の整備】

- 山地に起因する災害から町民の生命、財産を保全するとともに、水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図るため、集中豪雨等により山地災害が発生又は発生するおそれが高い箇所など山地災害の実態や緊急性、必要性を踏まえ、順次治山事業を実施する必要がある。緊急かつ計画的な実施が必要な崩壊地等について、崩壊土砂や流木の発生・流出形態に応じた治山施設や保安林の整備を行っている。山地災害を防止し、被害を最小限にとどめ、地域の安全性の向上に資するため、引き続きこのような取組が必要である。

○町、及び施設管理者は、治山施設の機能及び周囲の状況に応じて、耐震性等の点検整備を行うものとする。

【土砂災害に対するハザードマップの作成、避難体制の強化】

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を進めるほか、土砂災害ハザードマップを作成（更新）し、啓発パンフレットの配布など住民に対する土砂災害に関する防災知識の普及啓発を行っている。

○土砂災害特別警戒区域内の建築物の所有者、住宅関係団体に対しては、県と連携し、がけ地近接等危険住宅移転事業などの移転支援制度について検討を行う必要がある。

○町は、避難指示・高齢者等避難について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、土砂災害等に対して避難すべき区域や判断基準・伝達方法を明確にし、日頃から避難場所や避難路と併せて住民への周知徹底に努めるものとし、区域の指定はほぼ完了しているが、地形改変等による新たな土砂災害警戒区域の指定など区域の見直しを県に協力し適時行うとともに、ハザードマップ作成・配布などによる実効性のある警戒避難体制の構築・強化を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

【山地災害危険地区の指定・公表】

○山地災害が発生するおそれの高い箇所を「山地災害危険地区」に指定し、県ホームページで情報提供されており、必要に応じて指定・公表の見直しが行われている。山地災害に対する避難体制の更なる強化を図るため、町防災計画に山地災害危険地区を掲載し、地域住民への周知を図る必要がある。

○山地災害が多くなる梅雨期の前に「山地災害防止キャンペーン」期間として、関係機関での山地防災ポスターの掲示、パンフレットの配布及び町と関係機関による危険地区パトロールや施設の点検などを実施し、地域住民の防災意識の普及に努める必要がある。

【指標（現状値）】

指標		現状値	現状値（全国）
土砂災害警戒区域及び 土砂災害特別警戒区域の指定区域	警戒区域	125 区域 （令和 2 年度）	
	特別警戒区域	120 区域 （令和 2 年度）	
土砂災害ハザードマップの作成率		100% （令和 2 年度）	

1-4 情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生

【評価結果】

【防災情報通信基盤の整備】

- 地上無線や衛星無線などを組み合わせた二重の無線通信回線、非常用電源を備えた福岡県防災・行政情報通信ネットワーク（ハイパーネット）を活用して、県と国、本町、防災関係機関とを結んでいる。
- 町及び防災関係機関は、災害時の初動応急活動に係る情報通信の重要性を認識し、情報通信施設における資機材の整備及び運用体制の強化を積極的に行う必要がある。また、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検を実施し専門的な知見・技術を基に、耐震性のある堅固な場所への設置等を図る必要がある。
- 町は、災害時における災害応急対策並びに地域住民に対する情報伝達を迅速かつ円滑に実施するために、防災行政無線の更新等、現在設置している防災行政無線の維持管理を行いながら、新システム等について調査研究を行い、防災情報の一元化に資する情報システム体制の重要性を認識し、各種防災情報システムの整備、充実に取り組む必要がある。なお、民間業者が行う、通信システム（メール配信）等の登録者の拡大を目指す必要がある。
- 災害医療情報を迅速かつ的確な医療救護活動に結びつけるため、災害関係機関との総合的なネットワーク化を構築するとともに、災害時等に効果的に運用が図れるよう、操作等の研修・訓練を定期的に行うとともに、適切な維持管理を行う必要がある。
- 町は、避難行動要支援者等に対し正確かつ迅速に情報提供を行うため、対象者個々に適切な伝達手段を検討する必要がある。その中で、民生委員・児童委員や地域住民等の連携による伝達など、多様な伝達手段についても協議する必要がある。また、避難行動要支援者が避難所等で、適切で十分な災害情報を得られるよう情報基盤の整備並びに情報機器の整備に努める必要がある。

【土木総合防災情報システムの活用】

- 河川や広川防災ダムの水位計、雨量計等を活用して収集した情報の確認及び伝達を行う県の土木総合防災情報システムを活用し、町民に対して情報提供することにより、水防活動や自助行動を促進する必要がある。今後も、水防活動や自助行動の更なる促進を図るための緊急性や切迫感が伝わる河川情報や分かりやすい防災情報の提供により、河川管理の高度化を行う必要がある。

【災害情報収集システムの活用】

- 県及び市町村職員等が携帯電話やスマートフォン等で撮影した災害現場の写真をアップロードすることで自動的に電子地図上に表示できる災害情報収集システムを県が整備しており、災害時に同システムを活用した迅速かつ正確な情報収集ができるよう、一斉演習等の取組を行っている。災害時における迅速かつ正確な情報収集・伝達の体制強化を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

○町は、県が実施している災害情報収集システム等を活用しながら、的確な情報を住民に周知する必要がある。

【土砂災害時の避難判断に有効な情報の提供】

○町は、人的被害の状況・建築物の被害状況及び火災・土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する必要がある。また、町は災害情報の収集に当たっては、所轄警察署と緊密に連絡する必要がある。

○土砂災害警戒区域等の指定を受けた区域内に要配慮者利用施設がある場合は、当該施設の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める必要がある。

○避難に時間を要する要配慮者が利用する施設に対し、事前に土砂災害の危険度が分かる「土砂災害危険度情報配信システム」の周知及び活用を検討する必要がある。土砂災害時に住民の自助行動を促進するために、在宅の要配慮者やその家族、自治会関係者等を含め、広く町民に配信範囲を拡大することも検討する必要がある。

【多数の人が集まる場所等における避難対策】

○円滑かつ迅速な避難のため、災害時の通信手段として有効な公衆無線LAN（Wi-Fi）など、地域の特性に応じ多様な手段を活用し、情報伝達手段を多重化する必要がある。

○学校等においては、多数の児童・生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、実態に即した適切な避難対策を整備する必要がある。

○大規模小売店舗等の不特定多数の人が出入りする施設の設置者又は管理者は、災害時の人間行動や心理状態等を考慮した上で、避難場所、経路、誘導及び指示伝達の方法を定めるなど、適切な避難対策を図る必要がある。

【指定避難所及び避難所以外避難者の支援体制】

○町は、関係機関と連携して、災害時に住民等の生命及び身体を守るため、住民等が安全かつ的確に避難行動・活動を行うために必要な体制を整備しておくとともに、避難所・避難場所、避難地、避難路等の選定及び整備を行い、計画的な避難対策の推進を図る必要がある。

○発災時の指定避難所の運営においては、自主防災組織等を中心とした地域住民による自主的な避難所運営を研修や訓練を通じ周知していくとともに、避難所の生活環境の改善、車中泊・テント泊等の避難所以外避難者の支援、避難所の施設管理者との連携を記載した避難所運営マニュアルを作成する。避難所の円滑な運営のため、「福岡県避難所運営マニュアル作成指針」を参考に継続的に見直す必要がある。

【避難行動要支援者の避難支援】

○町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、国により示された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）や県作成の「災害時要援護者支援対策マニュアル」等を参考とし、避難行動要支援者の状況把握、避難支援者の登録等を積極的に行い、避難行動支援が適切に行われるよう、避難行動要支援者に関する全体計画を策定し、避難行動要支援者名簿を整備するとともに、具体的な避難方法等についての個別計画の策定に努める必要がある。

○町は、地域住民、自主防災組織や福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有等の避難行動要支援者の避難誘導体制の整備を図る必要がある。特に、高齢者等の避難行動に時間を要する者に対しては、避難行動支援対策と併せ、早めの段階で避難準備情報の伝達ができるよう体制の整備に努める必要がある。また、避難が必要な際に避難行動要支援者に避難を拒否されることで避難に時間を要し、避難を誘導・援護する地域住民、自主防災組織、福祉事業者や消防団の避難の遅れを極力防ぐため、日頃から避難行動要支援者に対する避難訓練を実施するなど、避難行動要支援者に対して避難の重要性の認識を普及させ、円滑に避難を実施できる体制の構築に努める必要がある。

【福祉避難所への避難体制の整備の促進】

○平成 28 年熊本地震では、福祉避難所について住民への周知不足から福祉避難所への避難が円滑に行われなかった事例があったことから、福祉避難所への避難体制の整備が進むよう、住民参加の研修会や避難訓練を実施する必要がある。

○社会福祉施設等においては、避難対象者の活動能力等について十分配慮し、実態に即した適切な避難対策を整備する必要がある。

【外国人に対する支援】

○県では災害時に外国人の適時適切な避難が行われるよう、多言語防災ハンドブックの作成及び県ホームページへの掲載、「防災メール・まもるくん」英語版及び福岡県国際交流センターのホームページによる情報配信、福岡県国際交流センターを通じた「災害時通訳・翻訳ボランティア」の登録などを行っている。また、訪日外国人観光客への支援として、平成 29 年 7 月九州北部豪雨災害時から、発災直後に、交通状況や気象等の情報をインターネット等によって多言語で発信している。

○災害時に外国人が被災する危険性が高まってきていることから、外国人に対する言葉や文化の違いを考慮した防災知識の普及や災害時の情報伝達体制の整備、「災害時通訳・翻訳ボランティア」の登録促進、必要に応じて外国語による相談窓口を設け、生活相談の実施やニーズの把握に努めるなどの取組が必要である。また、防災教育や防災訓練への参加を促し、地域全体で支援システムや救助体制の整備等に努めるとともに、災害時には、被災した外国人等の迅速な把握に努める必要がある。

○町は、避難所や避難路等の案内板について、外国人にも分かりやすいシンボル化や外国語の併記などを図るよう努める必要がある。

【防災教育の推進】

○地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動や救出・救護活動の実施、避難所・避難ルート等の周知・安全確認、避難行動要支援者の避難の誘導・安否確認等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図るなど、住民等の自主防災意識の向上と自主防災体制の整備の促進に努める必要がある。

- 町、自主防災組織及び防災関係機関は、町民に対し、過去に発生した災害被害などを示しながらその危険性を周知させるとともに、災害発生時に町民が的確な判断に基づき行動できるよう、防災に関する知識の普及啓発を図るものとし、町及び防災関係機関は、町民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する必要がある。その際には、要配慮者への対応や被災時の男女のニーズの違い等にも留意する必要がある。
- 災害に強いまちづくりを推進するため、町及び防災関係機関等は、職員に対し防災教育を行うとともに、相互に密接な連携を保ち単独又は共同して、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する知識の普及を推進する必要がある。
- 児童生徒の防災意識の向上や安全確保を図るため、各学校が行う防災に関する学習や防災訓練の実施、危険等発生時に職員が講じるべき措置の内容や手順を定めた危機管理マニュアルを作成・更新する必要がある。学校における防災教育を推進するため、災害に関する基礎的知識や災害から身を守るための知識・方法を中心にした啓発を行う必要がある。
- 防災上重要な施設の管理者に対し、防災教育を実施し、その資質の向上を図るとともに、特に、消防訓練等を通じて、出火防止、初期消火及び避難等、災害時における行動力、指導力を養い、緊急時に対処しうる自主防災体制の強化を図る必要がある。社会福祉施設等の管理者は、災害時の切迫した状況下においても、適切な行動が取れるよう、あらかじめ災害時における避難行動計画を策定し、各々の施設の構造や利用者の実態に応じた防災訓練を定期的実施する必要がある。特に、自力避難が困難な者等が利用している施設にあっては、職員が手薄になる夜間における防災訓練や土砂災害危険箇所等の実情に即した防災訓練も実施する必要がある。

【避難行動等の教訓の広報啓発】

- 平成 30 年 4 月に県が作成した「福岡県防災ハンドブック」を自主防災組織などへ配布し、電子データを参考に町が独自のハンドブックを作成する際に活用する。
- 今後は、ハンドブック作成後に発生した豪雨や地震等の大規模災害における新たな教訓を追加する改訂があるため、各種会議やイベント、出前講座等の機会を通じた更なるハンドブック普及と教訓の啓発を図る必要がある。
- 町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧・情報発信・共有できるよう公開に努めるものとする。住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する必要がある。
- 阪神・淡路大震災や東日本大震災では、地震後、自分の地域の避難場所・避難所を問い合わせる電話が市町村に殺到し、職員がその対応に追われ、情報連絡に支障を来したといわれている。そのため、町は、避難場所・避難所等について平常時から周知徹底を図る必要がある。

【指標（現状値）】

指標		現状値	現状値（全国）
避難行動要支援者の個別避難支援計画を策定した数		76 名 （令和 2 年度）	
町情報配信（防災）メール登録者数		1,035 名 （令和 2 年度）	
地震等に関する避難訓練の実施率 （公立学校）	小学校	100% （令和 2 年度）	
	中学校	100% （令和 2 年度）	
広川町防災ハンドブックの作成		0 % （令和 2 年度）	

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

【評価結果】

【公助による備蓄・調達の推進】

○広川町地域防災計画に基づき、食糧、生活物資、避難所運営に必要な資機材等の備蓄を行うとともに、災害時における災害応急対策の実施に必要な食糧及び生活必需品等の物資やその保管場所並びに緊急輸送手段を確保するため、民間事業者等との間で協定の締結を行っている。特に平成 28 年熊本地震や豪雨による災害を踏まえ、避難所の間仕切り、ベッド等の段ボール製品、各資材の供給について、避難所生活の環境改善等のための協定を締結し、防災体制の強化を図ってきた。公助による備蓄・調達の更なる推進を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

○備蓄に当たっては、物資の性格に応じ、町、国、県、その他関係機関、町民、事業所等の間の役割分担を考慮するとともに、他市町村等との応援協力関係をも勘案して具体的な物資の種類、数量、備蓄場所、備蓄方式等を定める必要がある。また、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等、様々な状況を想定し決定する必要がある。

○食糧の供給途絶が生命に関わる可能性のある高齢者、乳幼児及びアレルギー体質者等食事療法を要する者等に特に配慮する必要がある。

○町・県及び日本赤十字社は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める必要がある。

【自助・共助による備蓄の促進】

○町民は、大規模災害発生直後は、行政等からの支援が困難になる可能性があることから、3 日分相当の生活必需品等を備蓄するよう努める必要がある。また、事業所内においても最低 3 日間は従業員が待機できるように、その分の水や食糧などを企業備蓄し、従業員に無理な帰宅指示を出さないように努める必要がある。

○町民、事業所など各主体による備蓄を促進するため、啓発用チラシの配布やホームページ・広報誌等を活用した広報・啓発を実施する必要がある。更なる備蓄の促進を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

○町は、在宅の避難行動要支援者への地域住民による食糧配送等、地域住民相互の協力意識を醸成する必要がある。

【給食施設における給食供給体制の整備】

○健康増進法に基づき、一定規模の食事を提供する施設（特定給食施設）の栄養管理について指導を行う必要があり、施設管理者に対し、提供する食事の情報等のほか、備蓄の状況についても記載した「特定給食施設栄養報告書（以下「報告書」という。）」を毎年度提出させる必要がある。

○特定給食施設のうち、特に病院や社会福祉施設等では、食事の提供が停止することで患者や入所者の生命に危険を及ぼすおそれがあることから、施設基準の指導監査を行う所管部局からの適切な備蓄量等の指導が必要であるが、報告書で確認した各施設における備蓄実施状況について所管部局と情報共有がされていない。災害時に、日常的に食事を提供している施設における患者や入所者の生命を保護するため、特定給食施設の給食供給体制の整備が必要である。

○町は、給食可能設備を有する施設について、速やかに炊き出しができるかどうか把握する必要がある。原則として、炊き出しは配給対象者、地域ごとの各組織が中心となっていくが、状況により、本町において炊き出しを実施することが困難なときは、日赤奉仕団・県及び自衛隊に依頼する必要がある。なお、食品の衛生管理面については、南筑後保健福祉環境事務所等の指導をあおぎながら、適切な衛生管理に努める必要がある。

○町は、被害を受けた学校給食施設等の応急復旧及び炊飯施設の仮設について、ＬＰガス事業者との間で協力体制を整備する必要がある。

【施設が持つ副次的機能の活用】

○防災拠点としての機能の充実を図るため、既存施設の維持管理を行うとともに、新たに設置される施設については、防災施設（非常用電源、非常用トイレ、防災倉庫）を整備する必要がある。

【指標（現状値）】

指標		現状値	現状値 (全国)
福岡県備蓄基本計画に基づく（３日分以上）町の食糧の備蓄量の充足率		11%（１人１食分） （令和２年度）	
福岡県備蓄基本計画に基づく町の避難所運営資機材の備蓄量	仮設トイレ	600 台 （令和２年度）	
	発電機	4 台 （令和２年度）	
物資の供給に関する協定の締結事業者数		7 業者 （令和２年度）	
物資等の緊急輸送に関する協定の締結事業者数		3 業者 （令和２年度）	
災害時における物資の保管等に関する協定の締結事業者数		0 業者 （令和２年度）	
町民及び事業所における３日分以上の備蓄実施率	町民	食糧 11%、飲料水 11% （令和２年度）	
	事業所	食糧 0 %、飲料水 0 % （令和２年度）	
特定給食施設の備蓄量に関する情報共有			

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

【評価結果】

【現場映像配信体制の構築】

○国（九州管区警察局福岡県情報通信部）は、被災現場の映像を配信するモバイル型映像伝送装置などを整備しており、これらの装置を活用した現場映像配信の実効性を高めるため、映像配信の訓練、平常時における装置の活用等を行っている。被災現場の映像伝送の更なる実効性の向上のため、継続的な訓練等の実施について町の協力体制の構築が必要である。

【分散型エネルギーの導入促進】

○再生可能エネルギーやコージェネレーションシステムなどの地域における自立・分散型エネルギーは、災害などによる停電時にも利用可能であることから、非常用電源に加え、地域におけるエネルギー供給システムの強靱化にも資する重要な設備であるため、県や事業者と連携し、導入を促進する必要がある。併せて、非常時のエネルギー供給を確保するため、防災拠点、避難施設等への自立・分散型エネルギーの普及についても取り組む必要がある。

【孤立集落の災害対応体制の整備】

○大規模な災害による道路や通信の途絶等により孤立化するおそれのある集落については、事前の把握に努め、災害情報連絡員に通信機器を配備しておく等、連絡手段の多様化を検討し、孤立化の未然防止を図る必要がある。また、救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地（空き地、休耕田等）を選定・確保することや、危険箇所の補強や耐震対策等の防災工事に計画的に取り組む必要がある。

○町及び電気通信事業者は、孤立化のおそれのある集落において、一般加入電話を災害優先電話として指定するとともに、孤立化防止のための衛星固定電話及び衛星携帯電話の配置等について配慮する必要がある。

【指標（現状値）】

指標	現状値	現状値（全国）
各種訓練等への参加により映像配信訓練を実施した件数	0件 （令和2年度）	

2-3 警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞

【評価結果】

【警察施設の耐震化及び老朽化対策】

○福岡県耐震改修促進計画（平成 18 年度～27 年度）に基づき、警察本部及び警察署の耐震改修事業を進められ、平成 25 年度までに全施設の耐震化が完了している。

【災害対応装備資機材等の整備・充実】

○東日本大震災や平成 24 年 7 月の豪雨以降、ゴムボートや救命胴衣等の豪雨災害に係る資機材、非常食や毛布等の物資の整備が必要とされており、災害対応装備資機材等の整備・充実を図る必要がある。また、備蓄（保有）資機材等は、随時点検を行い、保管に万全を期する必要がある。

○防災関係機関は、災害時における必要な資機材等の調達の円滑を図るため、調達先の確認等の措置を講ずる必要がある。

【信号機電源付加装置の整備】

○県は停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞等を回避するため、停電時の電力供給装置である信号機電源付加装置を県内主要交差点の信号機に整備している。災害時における円滑な交通を確保するため、引き続きこのような取組が必要である。

【交通情報の収集・提供】

○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、警察（公安委員会）、道路管理者、鉄道事業者は、相互に協力して交通に関する情報を迅速に把握することに努め、災害応急対策を的確、円滑に行うため必要な措置を行う必要がある。

○各道路管理者は、警察署と協力し交通規制等の情報収集を行うとともに、パトロール等を実施して迅速に管内の交通情報の把握に努め、その状況及び措置について関係警察署へ連絡する必要がある。

【消防本部・消防署の耐震化】

○町は、初動及び活動体制を確保するため、消防本部に対し災害時の防災拠点となる消防署の耐震化を要請しており、計画的な補強耐震工事が実施されている。地域住民の安全・安心を確保するため、更に耐震化を進めることが必要である。

【常備消防の充実強化】

○町は、平常時から福岡県消防相互応援協定に基づく消防相互応援の体制整備を推進するとともに、大規模災害が発生した場合に、被害を最小限に抑えるため、近隣の市町村と大規模災害時に備えた相互応援協定を締結するよう努める必要がある。

○震災時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるため、消防機関は、医療機関・医師会・日本赤十字社福岡県支部・警察等関係機関と協力し、適切かつ迅速な救急救助活動を行う必要がある。

【消防団の充実強化】

- 地域防災力の中核となる消防団の充実強化を図り、住民の安全を確保するため、消防団活動の周知や加入促進を行うとともに、消防団員の報酬引上げ等による処遇改善、町外からの通勤者や通学者の入団を認めること、従業員が消防団に入団している事業所等を住民に周知する「消防団協力事業所表示制度」の導入を行っている。消防団員数の減少に伴う地域防災力の低下を防ぐため、引き続きこのような取組が必要である。
- 平常時から、消防本部・消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める必要がある。

【自主防災組織の充実強化】

- 平成 26 年 10 月現在で自主防災組織等は、自主的に全 33 行政区（自治会）において設置され、防災訓練等が消防署・消防団の指導のもと開催されているが、今後一層、自主防災組織の設立促進や活性化を図るため、地域住民の防災意識を高めることを目的とした講演会や、地域のリーダーを対象とした自主防災組織の設立・運営のノウハウ等を学ぶ研修等の取組を行う必要がある。消防団が自主防災組織の訓練に参加して資機材の取扱いの指導を行ったり、消防団経験者が自主防災組織の役員に就任したりするなど、消防団と自主防災組織との組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図るよう努めている。
- 自主防災組織の育成・指導を行い、協力体制の確立に努める際は、多様な世代が参加できるような環境の整備に努めるとともに、特に女性の参画の促進に努める必要がある。また、災害時における自主防災組織の活動が的確に行える情報の伝達、協力要請、活動指導等についての必要な措置に努める必要がある。
- 事業者は、自衛消防組織の強化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図るとともに、隣接する事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、自衛消防力の連携により災害対策の確立を図る必要がある。

【指標（現状値）】

指標	現状値	現状値（全国）
消防本部・消防署の耐震化率	100% （平成 22 年度）	91.5% （平成 29 年度）
消防団員数	200 名 （令和 2 年度）	843,661 名 （平成 30 年度）
消防団協力事業所表示制度協力事業所数	12 事業所 （令和 2 年度）	
自主防災組織訓練の実施	33 地区各 1 回実施 （令和元年度）	

2-4 大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱

【評価結果】

【帰宅困難者に対する支援】

○町は帰宅困難者に対して必要な情報を提供するとともに、災害時に発生する帰宅困難者に対する支援として、帰宅が可能な者に対する代替交通手段の確保や徒歩帰宅の支援を行うほか、徒歩や代替交通手段等で帰宅が困難なものに対しては、町内外の宿泊施設の借り上げによる一時的な避難所の手配を実施する必要がある。帰宅困難者の一時滞在に協力する事業所等との協定締結など帰宅困難者に対する支援の充実強化を図る必要がある。

○帰宅困難者対策は、災害時には一人ひとりの心がけが大切であることから、事前に通勤・通学者を中心に、リーフレット・ポスターによる普及啓発と冷静な対応について周知を行う必要がある。発災後は、被災した帰宅困難者の迅速な把握に努める必要がある。

【指標（現状値）】

指標	現状値	現状値（全国）
災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定の締結事業者数	0 業者 （令和2年度）	
	0 店舗 （令和2年度）	

2-5 被災地における医療機能の麻痺

【評価結果】

【現場（急性期医療）のDMATによる医療支援】

○災害現場に出動し、迅速な救命措置等を行うことにより、被災者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図るため、福岡県と災害拠点病院との間で「福岡県災害医療チームの派遣に関する協定」を締結しており、災害時には福岡県災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請することができる。DMATは、県、消防、医療関係機関等で構成される福岡県災害派遣医療チーム運営委員会が指定を行っており、県は、指定したチームの災害医療知識・技術の維持、資質向上に向けた取組を行っている。全ての災害拠点病院においてDMATを保有しているが、DMATによる迅速かつ適切な医療支援のため、引き続きこのような取組が必要である。

○町災害対策本部は、負傷者の状況等必要に応じて福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）の派遣を要請する必要がある。

【避難所・現場救護所のJMATによる医療支援】

○避難所又は災害現場等に設置する救護所における医療活動を円滑に行うため、福岡県と福岡県医師会、福岡県看護協会、福岡県薬剤師会との間で「災害時の医療救護活動に関する協定」を締結しており、医療救護班・薬剤師班の編成及び派遣、災害支援ナース（看護師・助産師）の派遣を要請することができる。また、福岡県医師会が毎年度実施する災害時を想定した医療救護訓練への支援を通じ、日本医師会災害医療チーム（JMAT）の災害医療知識・技術の維持、資質向上に取り組んでいる。災害時の円滑な医療活動のため、引き続きこのような取組が必要である。

○町、消防機関等は、負傷者等に対する医療活動を行うため、医師会・医療機関・日本赤十字社福岡県支部などの協力を得て、近隣医療機関への搬送を行う必要がある。また、必要に応じて、救護班の編成・現地への派遣などにより、適切な医療救護活動を実施するよう努める必要がある。

○町は、南筑後保健福祉環境事務所と連携し、避難所等を巡回して被災者の健康状態について調査を行うとともに、高齢者・障がい者等の避難行動要支援者に配慮しながら、必要に応じて保健指導及び健康相談を行う必要がある。

【被災地におけるDPATによる精神科医療及び精神保健活動の支援】

○災害現場に出動し、被災した精神科医療機関における患者搬送・診療補助等の急性期精神科医療への対応及び災害による被災者等の心のケアのため、福岡県と県内精神科病院との間で「ふくおか災害派遣精神医療チームの派遣に関する協定」を締結しており、災害時には「ふくおか災害派遣精神医療チーム（ふくおかDPAT）」の派遣を要請することができる。

○発災直後から中長期にわたるDPATの支援を支えるため、継続的な研修等の開催により、支援に必要な知識と技能の習得、維持及び資質向上に取り組む必要がある。

○災害に伴い様々な精神症状に陥ることがある被災者に対しては、精神的に癒され、生きる目的を見つけ、生活再建の意識をはっきりと持つことができるようなケアが必要となる。そのため、県や各関係機関との協力のもと、速やかに的確な対策を講ずる必要がある。また、災害対策要員である町及び防災関係機関の職員においても同様に考慮する必要があるため、災害時の職員の健康管理についてもメンタルケアを含めて実施する必要がある。

【保健医療調整本部の設置】

○平成 28 年熊本地震の対応に関して、国の初動対応検証レポートでは、医療チーム、保健師チーム等の間における情報共有に関する課題が指摘され、「医療チームや保健師チームを全体としてマネジメントする機能を構築するべき」と提言された。この点を踏まえ、本町における大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備に当たっては、保健医療活動チームによる保健医療活動の総合調整を行う保健医療調整本部を設置することが必要である。

【指標（現状値）】

指標	現状値	現状値（全国）
災害拠点病院における D M A T 保有率	% (令和 年度)	99% (平成 29 年度)
D M A T 養成研修・訓練の実施	年 回 (令和 年度)	
県医師会が実施する災害医療救護訓練の支援	年 回 (令和 年度)	
D P A T 養成訓練・訓練の実施	年 回 (令和 年度)	

2-6 被災地における疫病・感染症の大規模発生

【評価結果】

【疫病のまん延防止】

○疫病のまん延予防上緊急の必要があると認める場合に、予防接種法に基づく臨時の予防接種を迅速に実施できるよう、国や関係機関との情報共有を図るとともに、日頃から予防接種の実施主体である町は県との連絡体制の構築を行う必要がある。災害時における疫病のまん延防止のため、引き続きこのような取組が必要である。

【感染症の予防・まん延防止】

○感染症の発生の予防及びまん延防止のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、感染症患者の入院受入体制等の訓練を県・感染症指定医療機関と協力し、実施する必要がある。

○感染症の対象は個人だけでなく公共施設を含む全域で、特に浸水家屋内外・便所・給水施設その他感染症発生の疑いのある箇所とする。町は、南筑後保健福祉環境事務所との緊密な連携により、実情に即した指導、協力を行うものとし、特に知事が必要と認めたときは、南筑後保健福祉環境事務所の指示のもと、消毒・その他予防・まん延防止に必要な措置について実施されるため、体制を構築する必要がある。

【指標（現状値）】

指標	現状値	現状値（全国）
第二種感染症指定医療機関病床数（※）	床 (令和 年)	

※第二種感染症指定医療機関：二類感染症（ジフテリア、SARSなど）、新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として県知事が指定した病院

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

【評価結果】

【健康管理体制の構築】

○県が作成した災害時健康管理支援マニュアル（平成 29 年 3 月作成、平成 30 年 3 月改訂）に基づき、県、本町の保健師等が共通認識のもと、互いの連携、役割分担により、被災者の健康管理支援（感染症予防、エコノミークラス症候群の予防、ストレス性疾患の予防、栄養管理等）に取り組む必要がある。

○町は、南筑後保健福祉環境事務所と連携し、避難所等を巡回して被災者の健康状態について調査を行うとともに、高齢者・障がい者等の避難行動要支援者に配慮しながら、必要に応じて保健指導及び健康相談を行う必要がある。

○避難者の心身の状態を健康に保てるよう、必要に応じて保健師等の巡回健康相談・社会福祉施設等への緊急入所・ホームヘルパーの派遣・車椅子の手配等を、福祉事業者やボランティア団体等の協力を得て計画的に実施する必要がある。

【福祉避難所の設置・運営】

○町は、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、設備や人材が整った社会福祉施設等の福祉避難所の指定や、必要な物資・器材・人材の確保など、福祉避難所の適切な設置・運営を推進する必要がある。

○災害時には、自らの行動等に制約のある高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦・外国人等要配慮者について、安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災直後の避難からその後の生活に至るまで、きめ細かな支援策を総合的に講ずる必要がある。

【指標（現状値）】

指標	現状値	現状値（全国）
D H E A T 研修・訓練の実施	年 回 (令和 年度)	
町が指定した福祉避難所における社会福祉施設等の数	19 施設 (令和 2 年度)	

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下

【評価結果】

【防災拠点となる公共施設の整備】

- 福岡県地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、町の防災拠点となる施設等のうち緊急性の高い箇所の整備を推進している。防災拠点となる施設等の更なる整備を図るため、引き続き取組が必要である。
- 町及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保並びに総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努める必要がある。その際、停電対策並びに物資の供給が相当困難な場合を想定した食糧、飲料水等の適切な備蓄及び調達体制を整備しておくことにも配慮する必要がある。
- 町及び消防本部は、災害時に地域における災害対策活動の拠点となる防災拠点施設の整備に努める必要がある。その際、施設の耐火対策並びに災害時に必要となる物資等の備蓄に配慮する必要がある。また、当該施設については、平常時、自主防災組織等の防災教育・訓練等に活用できる防災教育施設を兼ね備えたものが望ましい。

【業務継続体制の確保】

- 大規模災害時の町の行政機能を維持し、災害応急対策業務や優先度の高い業務などを継続できる体制をあらかじめ構築するため、平成30年2月に「広川町業務継続計画」を策定している。計画は策定済みであるが、災害への的確な対応が求められるため、継続的な見直しが必要である。

【広域防災訓練の実施】

- 町及び消防本部等は、防災計画や防災業務計画等の習熟、関係機関同士の連携強化及び住民の防災思想の高揚を図ることを目的に、関係機関等の参加と関係団体、要配慮者を含めた地域住民と連携した各種災害に関する訓練を継続的に実施する必要がある。

【受援体制の確保】

- 令和2年6月に広川町災害時受援計画を策定し、大規模災害発生時に町外からの広域的な支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的に被災地を支援するための体制を確保している。受援体制の更なる強化を図るとともに計画の実効性を確保するため、計画の継続的な見直しや計画に基づく訓練等の取組が必要である。
- 大規模災害発生時に、他の市町村、都道府県、関係機関等に応援の要請等を行う場合には、応援活動の拠点となる施設の提供・応援に係る人員の宿泊場所の斡旋等、応援の受入れに努める必要がある。また、「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、緊急消防援助隊が円滑に活動することができるよう、情報提供体制や通信運用体制の確保を図り、ヘリポートの確保や補給体制についても確保する必要がある。

【町の受援に係る災害対応能力の向上】

○町の受援に係る災害対応能力の向上を図るため、大規模災害発生時における町の迅速かつ的確な災害対応及び円滑な受援態勢の確保を目的として、県、自衛隊、消防本部（緊急消防援助隊・消防団を含む）、物流事業者等の関係機関と連携し、被受援訓練を行い、訓練の検証結果を基に、町が災害時受援計画の見直しを行う必要がある。

【町災害対策本部設置運営訓練の実施】

○町は、災害対策本部の運営を円滑に行うため、様々な複合災害を想定した図上訓練を実施し、訓練の検証結果を基に、地域防災計画や災害対応マニュアルなどの見直しを行う必要がある。災害対応能力の向上を図るため、県の的確な助言等の支援が必要である。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める必要がある。

○大規模災害発生時に全国から送られてくる義援物資の配分、輸送、在庫管理に災害対策本部等が忙殺されることがないように、集積拠点の確保や迅速・的確な供給体制について、あらかじめ整備しておく必要がある。

【機動的な応援体制の整備】

○発災後、機動的に応援職員を被災地に派遣できるよう、また早期に被災市町村の行政機能を支援するため、事前に災害時緊急派遣チームの要員を指定するとともに、要員に対する研修を行う必要がある。

【罹災証明書の迅速な発行】

○平成 28 年熊本地震、平成 29 年 7 月九州北部豪雨等の対応状況を検証したところ、罹災証明書の発行を迅速に行うことが、被災者が生活再建を進めるために重要であり、そのためには、住家被害の認定調査の簡素化や、平時からの調査・判定方法等の研修等、大規模災害発生時に町が罹災証明書を迅速に発行できる体制の整備が必要である。

○町は、災害の被災者から申請があったときは、その災害による被害戸数等に関わらず、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する罹災証明書を交付する必要がある。

【指標（現状値）】

指標	現状値	現状値（全国）
防災拠点となる公共施設等の耐震化率	90% （令和 2 年度）	93.1% （平成 29 年度）
業務継続計画の策定	策定済み （平成 29 年度）	
被受援訓練	0 回 （令和 2 年度）	
町災害対策本部設置運営訓練の実施	1 回 （平成 25 年度）	
広川町災害時受援計画の策定	策定済み （令和 2 年度）	

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能

【評価結果】

【町における情報伝達手段の整備】

- 町及び防災関係機関は、災害時の初動応急活動に係る情報通信の重要性を認識し、情報通信施設における資機材の整備及び運用体制の強化を積極的に行う必要がある。また、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検を実施し専門的な知見・技術を基に、耐震性のある堅固な場所への設置等を図る必要がある。
- 町は、災害時における災害応急対策並びに地域住民に対する情報伝達を迅速かつ円滑に実施するために、現在設置している防災行政無線の維持管理を行いながら、新システム等について調査研究を行い、防災情報の一元化に資する情報システム体制の重要性を認識し、各種防災情報システムの整備、充実に取り組む必要がある。なお、メール配信等の登録者の拡大を目指す必要がある。
- 避難指示・高齢者等避難及び特別警報は、町防災行政無線、「防災メール・まもるくん」、情報配信（防災）メール、町、消防署及び消防団の広報車・サイレン・インターネット・ＬＩＮＥ・ＫＢＣのｄデータ放送等多様な情報伝達手段を使用するとともに、報道機関による報道（県防災システムＬアラートを通じて要請）により、地域住民に確実に伝達し当該区域住民の安全確保を図る必要がある。
- 災害医療情報を迅速かつ的確な医療救護活動に結びつけるため、災害関係機関との総合的なネットワーク化を構築するとともに、災害時等に効果的に運用が図れるよう、操作等の研修・訓練を定期的に行うとともに、適切な維持管理を行う必要がある。
- 災害応急対策活動の基礎となる気象・地象・水象に関する注意報、警報及び気象情報の受領及び伝達を確実にを行うために、県及び防災関係機関との連絡を密接にするとともに、連絡システムを確立する必要がある。
- 高齢者などの避難行動要支援者が利用する福祉施設等に対しては、特に緊急時の避難情報の伝達・周知体制を確立し、避難行動支援対策と併せ、早めの段階で避難準備情報の伝達ができるよう体制の整備に努める必要がある。
- 地震等の災害時において、通信が輻輳した場合に、被災地の家族・親戚・知人等の安否確認が困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、「声の伝言板」による災害用伝言ダイヤル『１７１』を提供するとともに、新たにブロードバンド時代にふさわしい伝言情報（テキスト、音声、画像）の登録・閲覧を可能とする災害用ブロードバンド伝言板『web171』を提供する必要がある。

【「防災メール・まもるくん」の運用】

- 災害・防災情報を利用登録者に対して電子メールで提供するシステムである「防災メール・まもるくん」の登録者数の拡大に向け、広報誌への情報掲載や関係機関へのリーフレット・ポスターの配布等を通じた周知を行っている。「防災メール・まもるくん」のシステムの適切な利用及び更なる普及啓発を図る必要がある。

○町は防災気象情報の伝達について、多種多様な伝達手段の整備拡充に努める必要がある。

【災害・防災情報の利用者による対策促進】

○災害・防災情報を確実に情報の受け手が受け取るためには、携帯情報端末へのエネルギー供給が重要であり、指定避難所や公共施設における非常時の電源確保について整備する必要がある。

○町民や事業者等が災害時に災害・防災情報を確実に利活用できるよう、情報の送り手側である町による発電機等の備蓄だけでなく、情報の受け手側である町民や自主防災組織、事業者等に対し、乾電池・バッテリー等の備蓄を働きかける必要がある。

○町は、孤立化のおそれのある集落の災害情報連絡員に通信機器を配備しておく等、連絡手段の多様化を検討する必要がある。

【指標（現状値）】

指標	現状値	現状値（全国）
広川町防災行政無線（同報系）放送回数	19 回 （令和 2 年度）	
防災メール・まもるくんメール配信回数	12 回 （令和 2 年度）	
町情報配信（防災）メール配信回数	86 回 （令和 2 年度）	
町情報配信（防災）メール登録者数	1,035 名 （令和 2 年度）	

5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 エネルギーの長期にわたる供給停止

【評価結果】

【各主体と連携したエネルギー需給の確保】

- エネルギーを安定的に確保するため、事業者における省エネルギー対策の支援、地域の資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進に向けた施策を展開するなど、需給両面での取組を進める必要がある。
- 電気・ガスは、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであり、万一、災害によりこれらの施設設備が被害を受けた場合、その供給は緊急性を要するため、エネルギーを災害時においても確実に確保するためには、エネルギーインフラ（送電線・ガス管等）の災害対応力の強化を図ることが不可欠であり、非常用電源の普及促進や地域内でのエネルギー自給力の強化を図る必要がある。
- 非常災害時の電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に常に努力を傾注する必要がある。
- 災害によるガス施設の被害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、ガスの製造・供給に係る設備、体制及び運用について、総合的な災害防止対策を推進する必要がある。

【高圧ガス事業者に対する保安支援】

- 消防本部は、県とともに高圧ガス取扱事業者に対し、高圧ガスによる災害を防止するため、保安教育の徹底、規制の強化、輸送その他の自主保安体制の整備等、保安体制の強化促進を図る必要がある。
- 危険物施設等における防災措置について、特に避難路沿いの高圧ガス施設等の安全促進の指導を強化する必要がある。

【指標（現状値）】

指標	現状値	現状値（全国）
再生可能エネルギー導入容量		
年間供給電力量（公営企業）		
高圧ガス事故発生件数	0件 （令和2年度）	

5-2 上水道等の長期にわたる供給停止

【評価結果】

【水道施設の耐震化推進及び水道の広域連携推進】

- 水道事業者及び水道用水供給事業者に対し、国の「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」等を基にしたアセットマネジメントの実施や水道施設耐震化計画の策定を行う必要がある。また、耐震化の推進のためには、水道事業者間の広域的な連携を推進することにより、人材やノウハウの強化等を進める必要がある。
- 生活を維持する上での基幹的都市施設である水道施設・設備については、施設の耐震性の強化により被災時の被害軽減化に努めるとともに、町民生活の迅速な応急復旧が図れるよう、非常用施設・設備を充実する必要がある。

【水資源の確保】

<有効活用>

- 雨水の有効利用の推進策として、情報発信力のある施設や学校等への雨水タンクの設置、ホームページ等を活用した普及啓発を行う必要がある。水資源の有効利用を推進するため、引き続き様々な機会を捉えて普及啓発等を行っていくことが必要である。

<水道施設の広域的整備>

- 地域ごとに策定した「広域的水道整備計画」に基づき水道施設の広域的な整備を行っている。引き続き、着実な整備を図る必要がある。

【指標（現状値）】

指標	現状値	現状値（全国）
上水道の基幹管路の耐震適合率 （簡易水道事業を除く）	% (令和 年度)	39.3% (平成 29 年度)

5-3 汚水処理施設等の長期にわたる機能停止

【評価結果】

【下水道施設の耐震化】

○汚水については、迅速な排除が維持できるよう努めるとともに、市街地の環境整備及び公共用水域の水質汚濁防止を促進する必要がある。このため、既設の下水道施設については、耐震性能調査を行い、老朽管等については、必要に応じて補強、布設替、改築工事を推進する。また、新設の下水道施設については、日本下水道協会が制定した「下水道施設の耐震対策指針と解説」に基づき、耐震性の強化を図る必要がある。

【下水道BCPの実効性の確保】

○町が管理する公共下水道の全てにおいて、災害等の危機に遭遇し仮に下水道機能が中断しても、可能な限り短時間での再開が可能となるような下水道BCPを策定している。今後は、災害時により迅速かつ適切な対応を可能とするために、下水道BCPの情報更新及び訓練を実施し、実効性を高めていく必要がある。

【浄化槽の整備】

○浄化槽については、福岡県汚水処理構想（平成29年3月策定）に基づき、老朽化した単独浄化槽から災害に強く早急に復旧できる合併浄化槽への転換を促進する必要がある、引き続き、浄化槽整備事業を進める必要がある。

【指標（現状値）】

指標	現状値	現状値（全国）
地震対策上重要な下水道管きょにおける地震対策実施率	% (令和 年度)	約 50% (平成 29 年度)
下水道BCPに基づく訓練の実施	年 0 回 (令和 2 年度)	

5-4 交通インフラの長期にわたる機能停止

【評価結果】

【道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強】

- 大規模災害時における道路の安全性を向上させるため、法面等の防災対策を推進する必要がある。救命救急活動や復旧活動を支える緊急輸送道路での対策、土砂災害等の危険性が高く社会的影響が大きい箇所・主要道路での対策を重点的に実施・要望する取組が必要である。
- 道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体崩壊が予想される箇所等を把握するため、「道路法面、盛土欠落危険地調査」を実施し、調査に基づき、道路の防災補修工事が必要な箇所について、その対策工事を実施する必要がある。

【道路橋梁の耐震補強】

- 大規模災害時に道路ネットワークが長期にわたり寸断されないよう、所管橋梁について、耐震点検調査を実施し、地震時に重大な損傷が発生するおそれのある橋梁について、落橋・崩壊などの致命的な損傷を防止するための耐震対策工事を実施している。引き続き、安全性の確保を効率的に進めるため、緊急輸送道路上の橋梁、同道路を跨ぐ跨道橋、跨線橋の耐震補強などを重点的に進める取組が必要である。

【緊急輸送道路の整備】

- 大規模災害発生時の道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路に位置付けられた道路については、新設電柱の占用を制限した上で、改良整備などを重点的に行うとともに、輸送手段の確保、風水害に対する安全性の確保を図る必要がある。
- 緊急交通路として確保すべき道路を重点に、交通信号機、交通管制システム等の交通安全施設の停電対策及び復旧対策等の防災機能の強化を図る必要がある。

【啓開体制の強化】

- 各道路管理者が管理する道路の通行止めや啓開作業実施の有無等の情報を共有するなど、災害時に効率的な啓開作業を行うための環境整備を行い、啓開体制の強化を図る必要がある。
- 事故車両・倒壊物・落下物等を排除して、緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車・クレーン車・工作車等の道路啓開用資機材を保有する建設業者・団体との間で協定等を締結し、事前に道路啓開用資機材の確保に努める必要がある。

【無電柱化の推進】

- 道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保などの観点から、電線管理者と協議の上、無電柱化の取組を進めるとともに、緊急輸送道路における新設電柱の占用の抑制や低コスト手法の活用などによる無電柱化に取り組む必要がある。

【道路の雪寒対策の推進】

○大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪時等においては、インターネット、テレビ、ラジオ、道路情報板等を活用した情報配信により、円滑な交通確保に努め、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図るため、ソフト・ハード両面での取組が必要である。

【生活道路の整備】

○生活道路は、災害時の避難活動や緊急車両が通行する防災上重要な道路である。そのため、生活道路を幹線道路の整備や市街地の開発等に合わせて整備することが重要となる。幅員の狭い未改良区間の整備や歩道設置など、町民の安全・安心を確保するための道路整備を行い、災害時における地域交通網を確保する必要がある。

【指標（現状値）】

指標	現状値	現状値（全国）
道路防災整備率	% (令和 年度)	
耐震対策が必要な橋梁（15m 以上）において地震時に落橋・崩壊といった致命的な損傷を防止するための対策率	% (令和 年度)	
県が管理する緊急輸送道路上の耐震対策が必要な橋梁（15m 以上）において地震時に落橋・崩壊といった致命的な損傷を防止するための対策率	% (令和 年度)	
県管理道路の無電柱化延長（整備延長）	km (令和 年度)	

5-5 防災インフラの長期にわたる機能不全

【評価結果】

【道路施設の老朽化対策（戦略的な維持管理・更新）】

- 福岡県道路施設維持管理基本計画（平成 18 年度策定）に基づき、道路施設のメンテナンスサイクル（点検・診断・措置・記録）を行っている。
- 県が管理する橋梁については、福岡県橋梁長寿命化修繕計画（平成 22 年度策定）に基づき、長寿命化を図りながら維持管理を行うとともに計画的な架替えが実施されている。
- また、路面下の空洞調査については、緊急輸送道路から優先的に行い、陥没危険度の高い空洞に対して速やかに補修を実施している。
- 道路施設の長期にわたる機能停止を回避するため、施設ごとの長寿命化計画を早急に策定し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新が必要である。

【道路施設の老朽化対策支援】

- 道路施設の老朽化対策支援として、国、県、市町村、高速道路会社等の道路管理者で構成する「道路メンテナンス会議」（平成 26 年 6 月設置）による支援や、橋梁の点検・診断及び修繕に関する技術講習会の開催、技術的な助言、指導等の支援について、県が行っている。点検の質の向上、道路施設の安全性の確保及び長寿命化を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

【河川施設の老朽化対策（戦略的な維持管理・更新）】

- 主要な河川施設について、平成 24 年度から施設の点検を実施しており、点検結果に基づき、施設の長寿命化計画の策定を進めている。
- 河川施設の長期にわたる機能停止を回避するため、施設ごとの長寿命化計画を早急に策定し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新が必要である。
- 洪水による被害を防止するために、平常時から河川を巡視して河川施設の把握の徹底等、維持管理の強化と併せ、河川維持、修繕、改修事業を促進する必要がある。
- 地震の発生による河川施設等の被害を想定し、堤防・水門等の河川関連施設について、必要なものにおいては、重要度・緊急度の高いものから耐震化に努める必要がある。

【ダムの老朽化対策】

- 大雨による洪水被害の軽減・防止を目的に整備された広川防災ダムについて、平成 30 年度から長寿命化対策を進めている。
- ダム施設の長期にわたる機能停止を回避するため、県営の農村地域防災減災事業（防災ダム整備事業）に基づき、戦略的かつ効率的な維持管理・更新を継続する必要がある。

【砂防施設等の老朽化対策（戦略的な維持管理・更新）】

- 砂防施設等の長期にわたる機能停止を回避するため、施設ごとの長寿命化計画を早急に策定し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新が必要である。

【治山施設の老朽化対策】

- 治山施設の安全性の確保及び長寿命化を図るため、計画的な維持管理を行う必要がある。

【指標（現状値）】

指標	現状値	現状値（全国）
緊急輸送道路における路面下空洞調査の実施率	% (令和 年度)	
橋梁架換え事業に着手済み橋数	橋 (令和 年度)	
長寿命化計画策定率（道路施設）	% (令和 年度)	
橋梁点検等技術講習会への参加	年2回 (令和2年度)	
長寿命化計画の策定数（水門・樋門・樋管）	施設 (令和 年)	
長寿命化計画の策定数（排水機場）	施設 (令和 年)	
長寿命化計画策定率（広川防災ダム）	60%【策定中】 (令和2年度)	
長寿命化計画策定（砂防施設）	% (令和 年度)	

6 経済活動を機能不全に陥らせない

6-1 サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全

【評価結果】

【企業BCPの策定促進】

○中小企業等へのBCP策定の必要性や策定方法等の周知を図るため、福岡県中小企業団体中央会が行うBCP策定マニュアルの普及やBCP普及促進セミナー開催、福岡県中小企業振興センターや商工会議所・商工会が行う窓口相談やセミナー開催などの取組が行われている。災害時には、町内事業所等の自主的な初期防災活動が、災害の拡大を防止するために極めて重要である。緊急事態における損害の最小化と事業の継続・早期復旧のため、町内事業所等BCPの策定普及や効果的な運用に向けた取組が必要である。

【商工業者への事業継続支援】

○被災商工業者の事業の継続、早期再開のためには、個々の状況に応じた支援を行う必要がある。このため、平時から県と本町、商工団体等間の連絡体制を整備し、情報を共有するなど、関係機関の連携体制を整える必要がある。被災商工業者の早期復興と経営安定のため、引き続き、このような取組が必要である。

【事業継続力強化支援計画の策定促進】

○近年、激甚災害に指定されるような自然災害が多発し、今後、気候変動による更なる災害リスクの増加が想定されることを踏まえ、自然災害その他の事象が事業活動に与える影響の認識など、小規模事業者に対して最低限の事業継続力強化の取組を促すこと等は、喫緊の課題となっている。このことから、町内事業所の事業継続力を強化するため、商工会が町と共同で作成する、防災意識の向上活動、事業継続計画（BCP）の作成支援を促進する必要がある。

【代替性確保や信頼性を高めるための道路整備】

○幹線道路は、災害時の救助活動、救援活動、物資輸送など緊急輸送路や、火災の延焼防止機能としても有効である。特に本町では、一般国道、主要地方道、一般県道等が非常に重要な役割を果たしており、被災により不通となったときは、町域が分断され、大きな障害が発生する。そのため広域幹線道路として重要な役割を担っている国県道について、交通量に合った歩道及び車道幅員の確保、バイパス道路の整備、道路排水施設の整備等、道路の環境整備を促進するよう国、県に要請する必要がある。

○大規模災害時の多重性・代替性の機能強化を図る観点から、幹線道路の整備（現道拡幅・バイパス整備・局部整備等）を行っている。また、平成30年の道路法改正で創設された「重要物流道路」制度を踏まえ、物流上重要な道路輸送網において、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するための機能強化を進める必要がある。災害対応力の強化に資する安全性・信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、引き続きこのような取組が必要である。

【広域的な避難路となる高規格幹線道路等へのアクセス強化】

○港湾・空港等の物流拠点と高規格幹線道路や地域高規格幹線道路を結ぶアクセス道路の整備を進めることで、平常時の円滑な物流のみならず、大規模災害時の災害対応力の強化に資する道路ネットワークの構築を推進し、災害対応力の強化に資する道路ネットワークを構築する必要がある。

【風評被害等軽減のための広報活動】

○災害による風評被害等の影響を軽減するために、農林業・地場産業の商品等の適正な流通促進のための広報活動を行う必要がある。

【指標（現状値）】

指標	現状値	現状値（全国）
町内事業所のBCPの策定状況	1.16% 【5/430 事業所】 （令和2年度）	大企業 64.0% 中堅企業 31.8% （平成29年度） ※内閣府調査
福岡県中小企業団体中央会が実施するBCP普及促進セミナーへの参加	年1回 参加者数1名 （令和2年度）	

6-2 食料等の安定供給の停滞

【評価結果】

【農地の防災・減災対策】

- 既存の農地の湛水被害のリスクを軽減し、生産力を維持安定させるため、湛水被害が生じている地域を対象として、排水路等の整備を実施する必要がある。
- また、地すべり防止区域内の農地を保全するため、地表水、地下水の処理及び抑止工等の地すべり防止工事を実施するとともに、地すべり防止施設の長寿命化を図り、効用の継続的発現を図るため、長寿命化計画の策定に取り組む必要がある。
- 灌漑設備については、水害等による井堰、ため池及び揚水施設並びにこれの附属施設の流失、欠損を防止するため、それぞれの施設の管理人をその観察に従事させ、農作物の被害又はその誘因とならないように努める必要がある。また、排水設備については、河川等に設置する樋門及び附属施設の水害等による破損を防止するための管理を十分に行い、農作物の被害又はその誘因とならないように努める必要がある。
- 筑後農林事務所、八女普及指導センター、八女県土整備事務所と常に綿密な連絡を取り、農作物災害の予防対策に万全を期す必要がある。

【農業水利施設の老朽化対策】

- 農業水利施設の維持管理や施設更新を地元要望により行う必要がある。
- 農業用排水路は各種の農業基盤整備事業により整備が進められてきたが、老朽化や未改修の水路も多く、周辺農地の宅地化や開発等に伴い改良整備の必要性が高い箇所から整備を計画的に取り組むものとする。

【農道・林道の整備、保全】

- 避難路や輸送道路となる主要道路が被災し途絶した場合の代替道路や迂回道路としての活用が期待されている農道・林道の整備を行い、農道 73 本・林道 8 本の全 81 箇所の点検・診断を実施し、長寿命化計画の策定に取り組む必要がある。災害時の代替道路等の確保のため、引き続きこのような取組が必要である。
- 町及び消防本部は、林野所有（管理）者に対し、防火線としての役割を加味した林道網の整備などの予防対策を推進するとともに、隣地所有者と十分な連絡を取り、安全を期するよう指導する必要がある。

【生乳・食肉の停電時の電源確保対策】

- 生乳・食肉の持続可能な生産・流通を確保するため、停電時の対応計画を個別に作成する必要がある、酪農家等の停電時の非常用電源設備の導入が必要である。

【農業用ハウスの補強】

- 近年の台風、大雪等による被害発生を踏まえ、十分な耐候性のない可能性のある農業用ハウスについて、ハウスの補強や防風ネットの設置等の対策を実施する必要がある。

【指標（現状値）】 なし

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

【評価結果】

【ため池の防災・減災対策】

○県が防災重点農業用ため池として位置付けたため池 56 箇所を中心に、ため池施設の点検・耐震診断を実施しており、併せて、浸水想定区域図作成などに取り組んでいる。近年の豪雨等により多くのため池が被災したことや、被災した場合、下流域に大きな二次災害を発生させるおそれがあることを踏まえ、国が定めた「新たな防災重点ため池の選定基準」により、防災重点農業用ため池を再選定した。ため池の更なる防災対策を図るため、農業用ため池整備計画等を作成し、浸水想定区域図の作成や決壊した場合に影響度が大きい防災重点農業用ため池から耐震診断を行い、改修、整備等を行う必要がある。

【広川防災ダムの老朽化対策】

○県営事業により洪水被害の軽減・防止を目的に建設され、県から管理委託を受けて維持管理を行っている広川防災ダムについては、施設機械、管理システム等の補修更新を引き続き実施するなど、適正な維持管理が必要である。

【指標（現状値）】

指標	現状値	現状値（全国）
防災重点農業用ため池について、浸水想定区域図を作成した割合	18.4% 全 38 箇所中 7 箇所作成 (令和 2 年度)	

7-2 有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大

【評価結果】

【大気汚染物質、水質汚濁状況等の常時監視等】

- 大気環境や水質、土壌の保全等を図り、住民の健康被害のリスクを低減するため、大気汚染物質、水質汚濁状況及びダイオキシン類の常時監視や、事業者等に対する指導等を行う必要がある。
- また、災害時にも大気汚染情報の観測・発信を継続できる体制や、環境中の有害物質のモニタリングを実施できる体制を確保する必要がある。有害物質の漏出を把握した場合は、速やかに県に報告する必要がある。
- 危険物等が河川等に大量に流出した場合、直ちに関係機関と協議の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる必要がある。その際、関係行政機関等からなる水質汚濁対策連絡協議会の活用など、既存の組織を有効に活用し、迅速に対応する必要がある。
- 災害廃棄物を処理する際は、アスベスト等の有害物質の適切な処理に努める必要がある。

【毒物劇物の流出等の防止】

- 災害に起因する毒物劇物の流出等を防ぐため、毒物劇物の製造所、販売所、メッキ工場等業務上毒物劇物を取扱う施設などの把握に努めるとともに、毒物劇物の営業者等への立入調査や講習会の開催等による取扱事業者に対する管理徹底の指導が必要である。
- 町は、毒物劇物施設の管理責任者と密接な連携を図り、火災に際しては施設の延焼防止のための消防活動を実施するほか、汚染区域の拡大を防止する措置を実施する必要がある。また、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施するなど、事故発生時における関係行政機関及び取扱事業者との連絡・協力体制を確保する必要がある。

【指標（現状値）】

指標	現状値	現状値（全国）
災害・事故時等における毒物劇物による健康被害の発生件数	0件 （令和2年度）	

7-3 農地・森林等の被害による土地の荒廃

【評価結果】

【地域における農地・農業水利施設等の保全】

○食料の安定供給のみならず、国土保全や自然環境の保全等農業の有する多面的機能を支える農地、農地周辺の水路、農道等の地域資源は、過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、その適切な保安全管理が困難となってきたことから、農業者、地域住民等で構成される活動組織により実施される水路、農道等の保全活動を支援する必要がある。

○農産物の資源が持つ可能性を収益向上や雇用の受け皿拡大につなげ、農地を保全するためには、本町の農業に対するイメージや知名度を更に向上させる必要がある。そのために、農産物加工による商品開発や販売促進を推進する「ひろかわブランド」の構築に取り組む必要がある。

【耕作放棄地対策】

○農家数の減少や就業者の高齢化、担い手不足、これに伴う遊休農地や荒廃農地の増加、農地の集積の停滞などの問題が深刻化している。このため、農業生産基盤の一層の充実を進めながら、担い手の育成・確保、効率的な生産組織や集落営農体制の強化をはじめ、農業経営の法人化の促進、優良農地の保全及び有効活用、地域特性に応じた付加価値の高い特産品の開発、流通体制の充実等を促進していく必要がある。また、環境保全型農業や地産地消など、時代の要請等に即した農業の促進に努め、地域ブランドとして誇りうる安全・安心な食料供給基地の形成と農業の持つ多面的機能の保全・活用を進めていく必要がある。

○町が農業委員会と連携し、現地調査による荒廃農地の荒廃状況、解消状況等の把握を行うとともに、荒廃農地の再生利用等を促進するため、土砂災害防止にもつながる耕作放棄地の解消による農地の有効利用を促進する必要がある。

【森林の整備・保全】

○森林の荒廃を未然に防止し、将来にわたって適正に管理するとともに、森林の有する水源かん養や土砂災害防止等の公益的機能を持続的に発揮させるため、八女森林組合等と連携し、強度間伐による針広混交林化や流木化する可能性の高い立木の伐採・搬出等を行うなど、森林の整備・保全に努める必要がある。

○町は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進し、林野火災の状況に応じて早期にヘリコプターの活用が図れるようにするため、ヘリポートの整備、活動拠点及び資機材の整備等、国・県・消防・警察などの関係機関と積極的に体制づくりを推進する必要がある。

○森林が将来にわたって適正に管理され、木材生産機能と森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、林業生産基盤の整備や合理的・計画的な森林施業の促進に努めるとともに、森林の保全・育成及び活用に努める必要がある。

【指標（現状値）】

指標	現状値	現状値（全国）
地域による農道等の保全活動の実施	平成 30 年度の 組織統合により 1 組織のみ （令和 2 年度）	
荒廃森林の整備面積	35.7ha （令和 2 年度）	
森林・山村多面的機能発揮対策交付金を活用し て地域住民等による森林の保全活動等の取組 を支援	0 件 （令和 2 年度）	

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

【評価結果】

【災害廃棄物処理体制の整備】

○県においては平成 29 年及び 30 年の豪雨災害において、被災地の迅速な復旧・復興のため、被災市町村からの災害廃棄物の広域処理要請に応じ、他の市町村や災害時の協定を結んでいる関係団体との調整を行うなど、支援を実施している。

○町の災害廃棄物処理計画の策定を促進するとともに、実効性の向上に向け、町職員等の人材育成を図る必要がある。

○短期間での災害廃棄物の分別、最終処分が困難な場合を想定し、災害廃棄物の仮置場の候補地をあらかじめ選定しておくとともに、災害廃棄物の一時的仮置場を開設するときは、定期的な消毒を実施する必要がある。

○災害廃棄物の総排出量及び処理能力を勘案して、処理が難しいと判断したときは、他市町に処理の応援を要請する必要がある。

○町は、災害廃棄物処理の応援を求める相手方（建設業者、各種団体）については、あらかじめその応援能力について十分調査し、処理計画の中に組入れるとともに、協力体制を整えておく必要がある。

【指標（現状値）】

指標	現状値	現状値（全国）
広川町災害廃棄物処理計画の策定	策定済み （令和 2 年度）	
災害廃棄物処理担当者研修会への参加	年 1 回 （令和 2 年度）	

8-2 復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

【評価結果】

【町職員等の育成】

○町の職員を育成するため、研修会の開催、災害復旧事業などの取組や、実践的な能力を高めるための演習・訓練を行っている。職員等の更なる育成のため、引き続きこのような取組を強化する必要がある。

【迅速な応急・災害復旧のための支援】

○災害復旧事業の実施に当たっては、あらかじめ定めた物資・資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業に取り組むほか、復旧のための支援についても実施する必要がある。

○大規模な災害が発生した場合は、応急措置及び災害復旧を迅速かつ適切に行うため、早期に激甚法に基づく財政援助及び助成措置を受けることが必要である。

○災害対策活動の万全を期するため、複合災害が発生する可能性が高い場合、外部からの支援を早期に要請するなど、相互応援等の協力体制を確立する必要がある。

【公共土木施設等の復旧・復興に係る事業者との協力関係の構築】

○災害に備え、建設関係業者との間で「広川町管内の災害時における応急措置等の業務に関する協定」を締結している。災害時に復旧業務を円滑に行える体制を確保するため、引き続きこのような協定の締結先を増やす取組が必要である。

○河川・砂防設備・治山施設・道路・橋梁について、災害発生の原因を追及し、関係機関との総合的連携のもとに迅速かつ適切な復旧事業を施行する必要がある。公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める必要がある。

【建設人材の確保・育成】

○災害時の建設人材不足の状況を踏まえ、復旧・復興を担う建設人材の確保・育成のための取組が必要である。

○労務者等の雇い上げは、それぞれの応急対策実施機関において行うが、災害対策本部における雇い上げは、その職種等によって関係班が行い、取りまとめは総務財政班が行う必要がある。

○道路等の応急復旧作業は、災害時相互応援協定に基づき建設業団体等の協力を得るものとし、土木の応急復旧作業等は、その内容に応じて請負又は委託等適当な方法による人材確保に努める必要がある。

【災害ボランティア活動の強化】

○災害ボランティアセンターの円滑かつ効果的な運営体制の構築を図るため、平常時からボランティアの自立性を尊重しつつ、地域団体、NPO等のボランティア団体との連携を密にするとともに、町社会福祉協議会の職員や大学生等を対象とする災害ボランティアコーディネーターの養成や、災害ボランティアセンターの運営を担う人材の育成が必要である。また、ボランティア活動支援や、受入体制の整備などボランティアの活動環境等の整備に努める必要がある。

○平成 28 年熊本地震、平成 29 年 7 月九州北部豪雨等の対応状況を検証したところ、災害ボランティア活動における関係機関の役割の明確化と連携方策の検討が必要であるという課題があった。災害ボランティア活動の更なる強化を図るため、引き続きこのような取組が必要である。本町は、ボランティア活動が円滑に行われるよう、社会福祉協議会及び近隣市町村の協力を得て、最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行うものとし、必要に応じ、本部運営マニュアルを作成するなど、災害ボランティアの円滑な受入れに努める必要がある。

○町は、災害ボランティア活動中の事故や賠償事故の補償に効果のあるボランティア保険の普及啓発に努める必要がある。

【指標（現状値）】

指標	現状値	現状値（全国）
町職員を対象とした研修会・演習・訓練	年 1 回 (令和 2 年度)	
県主催の公共土木施設等の災害復旧事業研修会への参加	年 1 回 (令和 2 年度)	
災害ボランティアセンター運営者育成研修参加者数	0 名 (令和 2 年度)	

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

【評価結果】

【地域コミュニティの活性化】

- 町における地域コミュニティ活性化の取組を支援するため、町職員を対象とした研修会や自治会役員等を対象とした活動事例報告会の開催、情報誌の発行等の取組を行っている。地域コミュニティの更なる活性化を図るため、引き続きこのような取組が必要である。
- 地域社会においては、自治会や町内会の高齢化や組織率の低下、活動の鈍化等が進行し、防災訓練や災害時の防災活動を行うとき、体力的に無理を強いることがある。一方、地域社会では、自治会のみならず、小・中学校PTA、スポーツ・文化クラブ、ボランティア団体等のコミュニティも存在する。このようなコミュニティは比較的体力があり、地域に愛着のある者が多く、防災活動においては非常に貴重な戦力となりうる。そこで、このようなコミュニティに対しても、地域の自主防災組織とともに、防災知識の普及、防災活動の体験の機会の提供などを実施し、災害時に自主防災組織活動に協力するよう、その際に安全に共に活動できるよう啓発・研修等に努める必要がある。
- 地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、身体障がい者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努める必要がある。

【被災者等支援制度の周知】

- 大規模な災害が発生した場合には、人命及び財産に多大な被害をもたらす可能性があり、こうした場合には被災者の生活再建が急務となるため、各種被災者支援の周知が必要である。

【貴重な文化財の喪失への対策】

- 町文化施設における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物被害を最小限にとどめるとともに、町は、文化財を災害から保護するため、文化財の耐震化、防災設備の整備等を進める必要がある。倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策により、文化財の破損防止を図るとともに、火災予防体制を確立する必要がある。また、文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承が必要である。古墳、遺跡等については、点検整備を行う必要がある。
- 文化財が災害を受けたときは、所有者（管理責任者）は被災状況を調査し、その結果を県教委に報告することとし、町教育委員会は、被災文化財の被災拡大を防止するため、関係機関と連絡し応急措置を取るよう指導・助言を行う必要がある。
- 「文化財防火デー」等を活用した広報活動や、所有者等を対象とした文化財の防災に関する講習会等を実施し、防災意識の高揚を図る必要がある。

【指標（現状値）】

指標	現状値	現状値（全国）
自主防災組織の組織率（行政区）	100% （平成26年度）	
地域防災リーダー養成者数	消防団40名 （令和元年度）	

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

【評価結果】

【地籍調査の促進】

○近年の極端な気象現象に伴う土砂災害や洪水等が多発していることを踏まえ、土砂災害警戒区域等の災害が想定される地域の地籍調査を促進し、被災後の復旧、復興を円滑に進める上で、土地境界等を明確にしておくことが必要である。

【建設型応急仮設住宅の供給体制の整備】

○平成 24 年度に福岡県が「応急仮設住宅建設・管理マニュアル」を策定し、地震防災アセスメント調査による想定地震被害から建設必要戸数（避難世帯数から民間賃貸住宅の借上げ可能戸数を控除して算定）を想定し、最大となる建設必要戸数の供給体制の確保、建設に必要な用地の確保、仮設住宅の仕様、建設・運営・撤去までの事務、執行体制等を定めた。

○町は、被災者に対して応急仮設住宅を迅速に提供するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定し、建設候補地台帳を作成する等、供給体制の整備に努める必要がある。建設場所については、保健衛生・交通・教育等について考慮するものとし、原則として公有地を優先して選定する。ただし、やむを得ない場合は私有地を利用するものとし、所有者等と十分協議して選定する必要がある。

○県は、災害時における必要な仮設住宅の供給に備えるため、プレハブ造の仮設住宅について一般社団法人プレハブ建築協会との間で建設に関する協定を締結（平成 7 年 3 月）した。また、木造の仮設住宅の供給体制の充実を図るため、建設に関する協定を、県内の建設業者で構成された福岡県建築物災害対策協議会（平成 28 年 6 月）、タマホーム（株）（平成 29 年 11 月）、一般社団法人日本木造住宅産業協会（平成 30 年 2 月）及び一般社団法人全国木造建設事業協会（平成 30 年 6 月）の 4 団体と締結するとともに、供給体制の強化を図るため、協定締結団体への研修会等を実施することとしている。今後も、災害時に応急仮設住宅が迅速かつ適切に提供できる体制を維持することが必要である。

【公的賃貸住宅や借上型応急仮設住宅の提供体制の整備】

○災害発生時における被災者に対する迅速な住宅支援を行うため、利用可能な公営住宅並びに民間の賃貸住宅等の空家状況を把握し、公営住宅等の公的賃貸住宅や借上型応急仮設住宅の提供体制を整える必要がある。

○町は、損壊公営住宅を速やかに修繕するとともに、被害状況に応じて公営住宅の供給計画を修正し、住宅供給を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

指標	現状値	現状値（全国）
地籍調査進捗率	100% （令和 2 年度）	52% （平成 29 年度末）
建設型応急仮設住宅の建設可能戸数の確認 及び建設候補地台帳の更新	年 1 回 （令和 2 年度）	

第4章 国土強靱化のための施策プログラム

第1節 施策プログラム策定の考え方

「第3章 脆弱性評価」の結果を踏まえ、本町における国土強靱化施策の取組方針を示す「国土強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定したリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町だけでなく、国、福岡県、民間等との適切な役割分担と連携のもとで行うとともに、施設の老朽化対策や耐震化等の「ハード対策」と情報発信、訓練、防災教育等の「ソフト対策」を組み合わせ、27のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」ごとに取りまとめる。

第2節 施策プログラムの推進

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標（指標）を設定する。

本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、国や福岡県が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた指標ではなく、施策推進に関わる本町、国、福岡県、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置付ける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

第3節 本町における国土強靱化のための施策プログラム

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生

【施策プログラム】

【住宅、特定建築物の耐震化】

- 県の計画を基に耐震改修促進計画を改定するなど、耐震改修促進体制の整備等を図り、住宅の耐震化を推進する。
- 民間住宅は依然として木造家屋が中心であるため、建物の不燃構造に対する啓発や不燃化住宅の安全性について周知を図る。
- 建築物の外壁及び、大規模空間を有する建築物の非構造部材等の点検・調査や改善指導等を行うとともに、エレベーター閉じ込め防止対策として、地震時管制運転装置などの安全装置を設置するよう、管理者に対し周知や指導等を図る。
- 関係団体等と連携し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保の必要性について啓発を図る。

【学校施設の耐震化等】

- 学校施設の耐震化は完了したが、引き続き、天井や外壁などの非構造部材について、国の方針や補助制度などを活用しながら耐震化を促進する。また、避難所としての機能向上を図るため、児童生徒等が使用する全ての部屋（教室や屋内運動場、給食施設を含む。）について、冷暖房設備の新設・更新を推進する。

【病院、社会福祉施設等の耐震化】

- 医療機関が大規模地震時に機能を継続できるよう、国庫補助金等を活用して施設の耐震化を着実に促進する。社会福祉施設等についても、改修を促進するとともに、老朽施設については、緊急度の高いものから優先的に全面改築による耐震化を促す。
- 諸施設に要求される耐震性能の確保には、耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することも含まれるよう検討する。

【応急危険度判定体制の整備】

- 被災後の宅地の崩壊、被災建築物の倒壊や落下物等による二次災害を防止するため、被災宅地及び被災建築物の応急危険度判定を行う被災宅地危険度判定士、被災建築物応急危険度判定士の登録推進及び被災時の連絡体制の確保、関係機関との連携体制の整備に努める。また、被災建築物応急危険度判定業務マニュアルの作成等の取組を推進する。

【大規模盛土造成地の把握】

- 道路隣接路面の路面への崩落が予想される箇所及び路体崩壊が予想される箇所等を把握するため、「道路路面、盛土欠落危険地調査」の実施を図る。

【住環境等の整備】

- 住環境等の整備を促進するため、組合が実施する市街地再開発事業や土地区画整理事業、及び町が実施する住環境整備事業や狭あい道路整備等促進事業を通して、建築物の耐震・不燃化、都市空間の確保と整備、過密化した都市環境の整備、防災対策の改善を図る。
- 関係法令の適切な運用により地域環境の保全や防災性等を配慮した開発行為が図られるよう指導に努める。

【不燃化を行う区域の指定】

- 新たな市街地の形成などの状況を踏まえ、県と連携し建築基準法に基づき、屋根の不燃化及び延焼のおそれのある外壁の準防火性能化を行う区域を指定し、市街地における防火対策を促進する。

【指定緊急避難場所となる防災公園の整備、老朽化対策】

- 災害応急対策施設及び避難場所となる公園について、関係機関と連携を図りながらその整備について検討する。

【指標】

指標	現状値	目標値
(広川町耐震改修促進計画より) 住宅の耐震化率	47.3% (平成 25 年度)	90% (令和 7 年)
(広川町耐震改修促進計画より) 特定建築物の耐震化率	85.5% (平成 25 年度)	90% (令和 7 年)
病院の耐震化率		
社会福祉施設等の耐震化率		
被災宅地危険度判定士の登録者数		
被災建築物応急危険度判定士の登録者数		

1-2 広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生

【施策プログラム】

【激甚な水害が発生した地域等において集中的に実施する災害対策】

○激甚な被害が発生した河川について、同様の災害からの被害を防止するため、原形復旧にとどまらず、川幅の拡幅や堤防の嵩上げなど施設機能の強化を図る改良復旧を集中的に実施する。また、河道の掘削（浚渫）などにより流下能力を向上させ、再度の浸水被害を軽減する取組を検討する。

○平常から中小河川を巡視して河川管理施設の状況を把握し、異常を認めたときは直ちに補修する体制を整備するとともに、その原因を究明し、県や施設管理者と連携しながら、洪水に際して被害を最小限度に止めるよう努める。

【気候変動の影響を踏まえた治水対策の推進】

＜河川改修＞

○大雨による洪水被害の軽減・防止を図るため、過去に浸水被害をもたらした河川や大きな被害が想定される河川について、河道掘削（浚渫）や洪水調節施設等の整備を行う。近年における気候変動などによる気象の変化を踏まえ、氾濫により人命被害等が生じる河川、防災上重要な施設の浸水が想定される河川、洪水氾濫等の発生リスクの高い河川などについては、堤防強化対策、堤防嵩上げ、河道断面の拡大などの河川改修を重点的に取り組む。

○水防危険箇所や冠水しやすい箇所がある地域で被害を未然に防ぐために、河川等の積極的な改修促進を図るとともに、県管理の河川について、県への改修要望を行う。

＜ダム管理＞

○広川防災ダムについて、近年における洪水・渇水被害の頻発や気候変動の影響を踏まえ、整備の促進を図る。

＜雨水流出抑制策＞

○流域の都市化により低下している保水・遊水機能の復元を目的とした雨水貯留・浸透施設の設置等による雨水流出抑制を検討し、県と連携して、必要性について理解を深めるよう努める。

【河川施設等の安全対策】

○地震の発生による河川施設等の被害を想定し、堤防・水門等の河川関連施設について、重要度・緊急度の高いものから耐震化を促進する。

【新技術等を活用した災害対策の構築】

＜危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラの設置＞

○県管理河川の監視体制や、住民への情報提供を強化し、早急な水防活動や住民の適切な避難判断を支援することを目的に、従来の水位計に加え、低コストで設置可能な危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラについても設置を県へ要望する。

＜ドローン等の新技術活用＞

○災害発生直後に迅速かつ安全に被害状況を把握し、地域住民へ速やかな情報提供を行うため、及び災害復旧事業に活用するため、早期のドローン導入を検討する。

【下水道による都市浸水対策】

○都市における浸水対策の強化を図るため、国・県からの必要な助言・指導等の受援により、都市浸水対策（下水道整備）の取組を推進する。

【洪水及び内水に対するハザードマップの作成】

○水害時に円滑かつ迅速な避難が行われるよう、「広川町ハザードマップ」を約5年ごとに更新するよう努める。また、浸水や土砂災害が想定される区域だけでなく、全世帯に配布するとともに、役場窓口でも常時配布するなど、啓発に努める。

【県管理河川における警戒体制の整備、水害対応タイムラインの策定】

○災害の発生時に防災行動を迅速かつ効果的・効率的に行うため、気象情報や避難指示・高齢者避難の判断基準の改正に伴う、水害対応タイムラインの継続的な見直しに努める。
○県管理の一級河川においては、水害被害を軽減するため、河川の水位、雨量情報を収集するとともに、引き続き、情報の伝達、避難等の措置が行えるよう警戒体制の整備・強化を推進する。

【適時適切な避難指示・高齢者等避難の発令】

○国のガイドラインを踏まえ、適切に発令できるよう、判断基準についての見直しに努める。
○発令マニュアルの作成・見直しに努めるとともに、高齢者などの避難行動要支援者及び住民に対し、多様な情報伝達手段による避難情報の伝達・周知体制を確立し、迅速かつ安全な避難誘導を図る。

【指標】

指標	現状値	目標値
想定最大規模降雨による洪水ハザードマップを作成・公表	100% (令和2年度)	100% (令和7年度)
浸水履歴を作成・公表し、防災訓練等を実施	100% (令和2年度)	100% (令和7年度)
筑後川・矢部川大規模氾濫に関する減災対策協議会	毎年開催中 (平成28年設置)	継続 (令和7年度)
避難指示・高齢者等避難の適切な判断基準を設定	毎年見直し (平成26年設定)	毎年見直しを継続 (令和7年度)

1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

【施策プログラム】

【激甚な土砂災害が発生した地域における再度災害防止対策の集中的実施】

- 町民の安全・安心な暮らしの確保、社会経済の活力を維持・増進していくため、再度災害防止対策として砂防施設等（砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設）の整備を集中的に実施する。
- 県へ協力要請するほか、国のアドバイザー制度を活用して危険箇所の点検を推進する。

【人家や公共施設等を守るための土砂災害対策の推進】

＜土砂災害危険箇所等における砂防施設等の整備＞

- 土砂災害の防止・軽減を図るため、土砂災害危険箇所について、保全対象となる人家、公共施設等の状況や被災履歴等を勘案しながら、緊急性・重要性の高い箇所を中心に、治山、砂防、地すべり、急傾斜等への対策事業を実施・要望する。

＜気候変動等の影響を踏まえた重点的整備＞

- 近年、頻発する甚大な土砂災害を踏まえ、下記（※）の緊急性・重要性の高い箇所については、重点的に施設整備を県へ要望する。
 - ※緊急的に土砂・流木の流出防止対策が必要な溪流における捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備
 - ※土砂・洪水氾濫による被災する危険性が高く、緊急性の高い箇所における砂防堰堤等の整備
 - ※被災のおそれが高く、かつ地域への影響の大きな石積堰堤の改築
- 必要に応じ県や国と連携し、専門技術者を活用し、土砂災害等の危険箇所を点検するとともに、危険性の高い箇所については、関係住民への周知を図り、警戒避難体制を整備し、応急対策や治山事業等を推進する。

＜既存ストックを有効活用した対策＞

- 効果的・効率的な施設整備を進めるため、既存の砂防堰堤の機能強化と組み合わせて新規堰堤を整備するなど、既存ストックを活用した整備を行う。

【治山施設の整備】

- 山地に起因する災害から町民の生命、財産を保全するとともに、水源かん養、生活環境の保全・形成等を図るため、保安林及び治山施設の整備を推進する。また、治山施設については耐震性等の点検整備を推進する。

【土砂災害に対するハザードマップの作成、避難体制の強化】

- 土砂災害の警戒避難体制の強化を図るため、地形改変等による新たな土砂災害警戒区域の指定など区域の見直しを適時行うとともに、土砂災害ハザードマップを作成（更新）し、住民に対する土砂災害に関する防災知識の普及啓発と避難すべき区域や判断基準・伝達方法等の周知徹底に努める。また、土砂災害特別警戒区域内の建築物の所有者等に対し、県と連携し、強固な外壁への改修や擁壁の設置の推進について検討を行う。これらの取組を行うことで、実効性のある警戒避難体制の構築・強化を図る。

【山地災害危険地区の指定・公表】

○山地災害に備えるため、山地災害が発生するおそれの高い箇所として指定した「山地災害危険地区」について、町防災計画に掲載し、地域住民への周知を図る。また、山地防災ポスターの掲示、パンフレットの配布及び危険地区パトロールや施設の点検などを実施し、地域住民の防災意識の普及に努める。

【指標】

指標		現状値	目標値
土砂災害警戒区域及び 土砂災害特別警戒区域の指定区域 (平成 26 年 2 月 14 日指定)	警戒区域	125 区域 (令和 2 年度)	
	特別警戒区域	120 区域 (令和 2 年度)	
土砂災害ハザードマップの作成率		100% (令和 2 年度)	100% (令和 7 年度)

1-4 情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生

【施策プログラム】

【防災情報通信基盤の整備】

- 情報通信施設における資機材の整備及び運用体制の強化を積極的に行うとともに、無線設備や非常用電源設備においては、耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。
- 現在設置している防災行政無線の維持管理を行いながら、新システム等について調査研究を行い、民間業者が行う通信システム（メール配信）等の登録者の拡大など、各種防災情報システムの整備、充実を促進する。
- 災害関係機関との総合的なネットワーク化を構築するとともに、災害時等に効果的に運用が図れるよう、操作等の研修・訓練を定期的に行うとともに、適切な維持管理に努める。
- 避難行動要支援者等に対し、対象者個々に適切な伝達手段を検討する。また、避難行動要支援者が避難所等で、適切で十分な災害情報を得られるよう情報基盤の整備並びに情報機器の整備に努める。

【土木総合防災情報システムの活用】

- 町民の水防活動・自助行動の更なる促進を図るため、県の土木総合防災情報システムを活用するとともに、緊急性や切迫感が伝わる河川情報や分かりやすい防災情報の提供により、河川管理の高度化を図る。

【災害情報収集システムの活用】

- 災害現場の写真をアップロードし、自動的に電子地図上に表示できる災害情報収集システムを活用し、災害時における迅速かつ正確な情報収集・伝達の体制強化を図る。

【土砂災害時の避難判断に有効な情報の提供】

- 災害情報の収集に当たっては、所轄警察署と緊密に連絡し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するよう努める。
- 土砂災害警戒区域等の指定を受けた区域内に要配慮者利用施設がある場合は、当該施設の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を検討する。
- 災害発生前に、土砂災害の危険度が分かる土砂災害危険度情報を、事前に登録した住民に地図画像付きのメールで配信するシステムの周知及び活用を検討する。

【多数の人が集まる場所等における避難対策】

- 災害時の通信手段として有効な公衆無線LAN（Wi-Fi）など、地域の特性に応じ多様な手段を活用し、情報伝達手段の多重化を推進する。
- 学校及び不特定多数の人が出入りする施設等においては、実態に即した適切な避難対策の整備を促進する。

【指定避難所及び避難所以外避難者の支援体制】

- 避難所の生活環境の改善、車中泊・テント泊等の避難所以外避難者の支援、避難所の施設管理者との連携等を記載した避難所運営マニュアルの作成及び継続的な見直しに努める。

【避難行動要支援者の避難支援】

- 避難行動要支援者の状況把握、避難支援者の登録等を積極的に行い、避難行動支援が適切に行われるよう、避難行動要支援者に関する全体計画を策定し、避難行動要支援者名簿を整備するとともに、具体的な避難方法等についての個別計画の策定に努める。
- 平常時より情報伝達体制の整備、避難行動要支援者の避難誘導體制の整備を図る。特に、高齢者等の避難行動に時間を要する者に対しては、避難行動支援対策と併せ、早めの段階で避難準備情報の伝達ができるよう体制の整備に努める。日頃から避難行動要支援者に対する避難訓練を実施するなど、避難行動要支援者に対して避難の重要性の認識を普及させ、円滑に避難を実施できる体制の構築に努める。

【福祉避難所への避難体制の整備の促進】

- 要配慮者の福祉避難所への避難体制の整備を支援するため、住民参加の研修会や避難訓練を実施する。
- 社会福祉施設等においては、避難対象者の活動能力等について十分配慮し、実態に即した適切な避難対策の整備を促進する。

【外国人に対する支援】

- 災害時に外国人の適時適切な避難が行われるよう、平時より多言語防災ハンドブックにより防災に関する知識の普及に努める。また、災害時の情報伝達体制を整備し、地域全体で支援システムや救助体制の整備等に努める。
- 避難所や避難路等の案内板について、外国人にも分かりやすいシンボル化や外国語の併記などを図るよう努める。

【防災教育の推進】

- 地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、住民等の自主防災意識の向上と自主防災体制の整備の促進に努める。
- 要配慮者への対応や被災時の男女のニーズの違い等にも留意しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信し、防災に関する知識の普及啓発を図る。
- 災害に強いまちづくりを推進するため、職員に対し防災教育を行うとともに、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する知識の普及を推進する。
- 児童生徒の防災意識の向上や安全確保を図るため、各学校が行う防災に関する学習や防災訓練の実施、職員が講じるべき措置を定めた危機管理マニュアルの作成・更新に努め、災害に関する基礎的知識等の普及啓発を図る。
- 防災上重要な施設の管理者に対し、消防訓練等の防災教育を実施し、緊急時に対処しうる自主防災体制の強化を図る。社会福祉施設等の管理者に対し、あらかじめ災害時における避難行動計画を策定し、実態に応じた防災訓練を実施するよう周知を図る。

【避難行動等の教訓の広報啓発】

- 県が作成した「福岡県防災ハンドブック」を自主防災組織などへ配布し、電子データを参考に町が独自のハンドブックを作成する際に活用するとともに、各種会議やイベント、出前講座等の機会を通じて普及啓発を図る。
- 大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧・情報発信・共有できるよう公開に努める。災害教訓の伝承の重要性について啓発を行い、住民が災害教訓を伝承する取組の支援に努める。
- 避難場所・避難所等について、災害後に問い合わせ電話が殺到すると情報連絡に支障を来すため、平常時から周知徹底を図る。

【指標】

指標		現状値	目標値
避難行動要支援者の個別避難支援計画を策定した数		76 名 (令和 2 年度)	
町情報配信（防災）メール登録者数		1,035 名 (令和 2 年度)	2,000 名 (令和 7 年度)
地震に関する避難訓練の実施率 (公立学校)	小学校	100% (令和 2 年度)	100% (令和 7 年度)
	中学校	100% (令和 2 年度)	100% (令和 7 年度)
広川町防災ハンドブックの作成		0 % (令和 2 年)	100% (令和 7 年度)

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

【施策プログラム】

【公助による備蓄・調達の推進】

- 広川町地域防災計画に基づき、災害時に迅速かつ着実に被災地域へ備蓄物資を供給するため、適切な管理を行うとともに、避難所運営に必要な資機材等の整備を行う。また、物資の供給等に関する協定の締結先の拡大を図る。
- 備蓄に当たっては、役割分担や応援協力関係を勘案して、集中備蓄又は分散備蓄を行う等、様々な状況を想定し決定するよう努める。
- 食糧の供給途絶が生命に関わる可能性のある高齢者、乳幼児及びアレルギー体質者等食事療法を要する者等への配慮に努める。
- 負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

【自助・共助による備蓄の促進】

- 町民や事業所等による最低3日分相当の生活必需品等の備蓄を促進するため、町は、啓発用チラシの配布やホームページ・広報誌等での広報を実施する。
- 在宅の避難行動要支援者への地域住民による食糧配送等、地域住民相互の協力意識の醸成を図る。

【給食施設における給食供給体制の整備】

- 特定給食施設の施設管理者に対し、患者や入所者の生命を保護するため、提供する食事の情報等のほか、備蓄の状況についても記載した「特定給食施設栄養報告書」を毎年度提出させ、給食供給体制の整備を推進する。
- 給食可能設備を有する施設について、速やかに炊き出しができるかどうかの把握に努め、本町において炊き出しを実施することが困難なときは、日赤奉仕団・県及び自衛隊に依頼するものとし、食品の適切な衛生管理に努める。
- 被害を受けた学校給食施設等の応急復旧及び炊飯施設の仮設について、LPガス事業者との間で協力体制の整備を図る。

【施設が持つ副次的機能の活用】

- 防災拠点としての機能を高めるため、防災設備の整備・維持補修を行う。

【指標】

指標		現状値	目標値
福岡県備蓄基本計画に基づく（3日分以上）町の食糧の備蓄量の充足率		11%（1人1食分） （令和2年度）	11.1% （令和7年度）
福岡県備蓄基本計画に基づく町の避難所運営資機材の備蓄量	仮設トイレ	600台 （令和2年度）	600台 （令和7年度）
	発電機	4台 （令和2年度）	10台 （令和7年度）

指標		現状値	目標値
物資の供給に関する協定の締結事業者数		7 業者 (令和 2 年度)	7 業者 (令和 7 年度)
物資等の緊急輸送に関する協定の締結事業者数		3 業者 (令和 2 年度)	5 業者 (令和 7 年度)
災害時における物資の保管等に関する協定の締結事業者数		0 業者 (令和 2 年度)	0 業者 (令和 7 年度)
町民及び事業所における 3 日分以上の備蓄実施率	町民	食糧 11% 飲料水 11% (令和 2 年度)	食糧 11% 飲料水 11% (令和 7 年度)
	事業所	食糧 0 % 飲料水 0 % (令和 2 年度)	食糧 0 % 飲料水 0 % (令和 7 年度)
特定給食施設の備蓄量に関する情報共有			

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

【施策プログラム】

【現場映像配信体制の構築】 ○モバイル型映像伝送装置等による映像伝送技術の向上を図るため、平常時から県、県警察及び他機関が主催する防災訓練等に積極的に参加し、協力体制の構築を図る。
【分散型エネルギーの導入促進】 ○再生可能エネルギーやコージェネレーションシステムなどの自立・分散型エネルギーは、災害などによる停電時にも利用可能であることから、地域におけるエネルギー供給システムの強靱化に資する重要な設備であるため、県や事業者と連携し、導入促進を図る。
【孤立集落の災害対応体制の整備】 ○孤立化するおそれのある集落について事前の把握に努め、連絡手段の多様化を検討し、孤立化の未然防止を図る。また、緊急ヘリポート用地（空き地、休耕田等）を選定・確保することや、危険箇所の補強や耐震対策等の防災工事の計画的な取組を促進する。 ○町及び電気通信事業者は、孤立化のおそれのある集落において、一般加入電話を災害優先電話として指定するとともに、孤立化防止のための衛星固定電話及び衛星携帯電話の配置等について配慮する。

【指標】

指標	現状値	目標値
各種訓練等への参加により映像配信訓練を実施した件数	0 件 (令和 2 年度)	広域訓練 1 件 (令和 7 年度)

2-3 警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞

【施策プログラム】

【災害対応装備資機材等の整備】

○最新の知見に基づく被害想定や、大規模災害を経験した他県等における資機材整備の状況等を勘案し、災害対応に必要不可欠となる資機材について、調達先の確認等の措置を講じ、順次整備を進める。また、整備した資機材を活用した災害警備訓練等を実施し、対処能力の向上を図るとともに、備蓄（保有）資機材等は、随時点検を行い、保管に万全を期するよう努める。

【交通情報の収集・提供】

○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、警察（公安委員会）、道路管理者、鉄道事業者は、相互に協力して交通に関する情報を迅速に把握することに努め、災害応急対策を的確、円滑に行うため必要な措置を行う。

○各道路管理者は、警察署と協力し交通規制等の情報収集を行うとともに、パトロール等を実施して迅速に管内の交通情報の把握に努め、その状況及び措置について関係警察署へ連絡する。

【消防本部・消防署の耐震化】

○災害時の防災拠点となる消防施設は、計画的な補強耐震工事が実施されており、更なる耐震化を促進する。

【常備消防の充実強化】

○平常時から福岡県消防相互応援協定に基づく消防相互応援の体制整備を推進するとともに、近隣の市町村と大規模災害時に備えた相互応援協定を締結するよう努める。

○震災時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるため、消防機関は、医療機関・医師会・日本赤十字社福岡県支部・警察等関係機関と協力し、適切かつ迅速な救急救助活動を行う。

【消防団の充実強化】

○消防団活動の周知を行うとともに、消防団員の報酬引上げ等による処遇改善、他市町村からの通勤者や通学者の入団を認めること、従業員が消防団に入団している事業所等を住民に周知する「消防団協力事業所表示制度」の導入を行っており、引き続きこのような取組を促進する。

○平常時から、消防本部・消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

【自主防災組織の充実強化】

○地域のリーダーを対象とした自主防災組織の設立・運営のノウハウ等を学ぶ研修等の取組により、自主防災組織の設立促進と活性化を図る。消防団と自主防災組織との組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図るよう努める。

- 自主防災組織の育成・指導を行い、協力体制の確立に努める際は、多様な世代が参加できるような環境の整備に努めるとともに、特に女性の参画の促進に努める。
- 事業者は、自衛消防組織の強化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図るとともに、隣接する事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、自衛消防力の連携により災害対策の確立を図る。

【指標】

指標	現状値	目標値
消防本部・消防署の耐震化率	100% (令和2年度)	100% (令和7年度)
消防団員数	200名 (令和2年度)	220名 (令和7年度)
消防団協力事業所表示制度協力事業所数	12事業所 (令和2年度)	15事業所 (令和7年度)
自主防災組織訓練の実施	33地区各1回実施 (令和元年度)	33地区各1回実施 (令和7年度)

2-4 大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱

【施策プログラム】

【帰宅困難者に対する支援】

- 帰宅困難者に対する支援の充実強化を図るため、帰宅困難者の一時滞在に協力する事業所等との協定締結などを促進する。
- 帰宅困難者対策は、災害時においては一人ひとりの心がけが大切であることから、事前に通勤・通学者を中心に、リーフレット・ポスターによる普及啓発と冷静な対応について周知を図る。

【指標】

指標	現状値	目標値
災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定の締結事業者数	0業者 (令和2年度)	2業者 (令和7年度)
	0店舗 (令和2年度)	2店舗 (令和7年度)

2-5 被災地における医療機能の麻痺

【施策プログラム】

【現場（急性期医療）のDMATによる医療支援】

○町災害対策本部は、負傷者の状況等必要に応じて福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）の派遣を要請する。

【避難所・現場救護所のJMATによる医療支援】

○町、消防機関等は、近隣医療機関への搬送及び適切な医療救護活動を実施するよう努める。
○避難所等を巡回して被災者の健康状態について調査を行うとともに、高齢者・障がい者等の避難行動要支援者に配慮しながら、必要に応じて保健指導及び健康相談を行う。

【被災地におけるDPATによる精神科医療及び精神保健活動の支援】

○災害に伴い様々な精神症状に陥ることがある被災者に対して、「ふくおか災害派遣精神医療チーム（ふくおかDPAT）」の派遣を要請するなど、速やかに的確な対策を講ずるとともに、災害対策要員である町及び防災関係機関の職員の健康管理についてもメンタルケアを含めた実施を推進する。

【保健医療調整本部の設置】

○保健医療活動チームによる医療救護活動、健康管理支援等、大規模災害時の災害対策に係る保健医療活動を効果的・効率的に行うため、災害対策本部の下に保健医療調整本部を設置し、保健医療活動に関する情報連携等、保健医療活動の総合調整を行う。

【指標】

指標	現状値	目標値
災害拠点病院におけるDMAT保有率		
DMAT養成研修・訓練の実施		
県医師会が実施する災害医療救護訓練の支援		
DPAT養成訓練・訓練の実施		

2-6 被災地における疫病・感染症の大規模発生

【施策プログラム】

【疫病のまん延防止】

○予防接種法に規定される疾病のまん延防止上緊急の必要があると認める場合に、予防接種法に基づく臨時の予防接種を迅速に実施できるよう、国や関係機関との情報共有を図るとともに、日頃から予防接種の実施主体である町は県との密な連携を図る。

【感染症の予防・まん延防止】

○感染症の発生の予防及びまん延防止のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、感染症患者の入院受入体制等の訓練を県・感染症指定医療機関と協力し実施する。また、国内に病原体が常在していない感染症について、国内での発生を想定し医療機関や関係団体等との密な連携を図る。

○感染症の対象は個人だけでなく公共施設を含む全域とし、南筑後保健福祉環境事務所との緊密な連携により、実情に即した指導、協力を行えるよう体制の構築に努める。

【指標】

指標	現状値	目標値
第二種感染症指定医療機関病床数（※）		

※第二種感染症指定医療機関：二類感染症（ジフテリア、SARSなど）、新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として県知事が指定した病院

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

【施策プログラム】

【健康管理体制の構築】

- 県と町が連携し、被災者の健康管理支援活動を迅速かつ適切に実施できるよう、県が作成したマニュアルに基づき、関係機関が連携して中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する。
- 南筑後保健福祉環境事務所と連携し、避難所等を巡回して被災者の健康状態について調査を行うとともに、高齢者・障がい者等の避難行動要支援者に配慮しながら、必要に応じて保健指導及び健康相談を行う。また、社会福祉施設等への支援についても、福祉事業者やボランティア団体等の協力を得て計画的な実施を推進する。

【福祉避難所の設置・運営】

- 設備や人材が整った社会福祉施設等の福祉避難所の指定や、必要な物資・器材・人材の確保等、福祉避難所の設置・運営を推進する。
- 災害時には、要配慮者について、発災直後の避難からその後の生活に至るまで、きめ細かな支援策を推進する。

【指標】

指標	現状値	目標値
D H E A T 研修・訓練の実施		
町が指定した福祉避難所における社会福祉施設等の数	19 施設 (令和 2 年度)	19 施設 (令和 7 年度)

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下

【施策プログラム】

【防災拠点となる公共施設の整備】

- 福岡県地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、町の防災拠点となる施設等のうち緊急性の高い箇所の整備を推進するとともに、平常時の防災教育施設としての機能を兼ね備え、災害時に防災拠点となる施設等の更なる整備を図る。
- それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設等の安全性の確保並びに総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努める。その際、適切な備蓄及び調達体制を整備しておくことにも配慮する。

【業務継続体制の確保】

- 災害・被害想定の見直しや組織の改正の都度、平成30年2月に策定した大規模災害時における「広川町業務継続計画」を見直し、実効性のある計画とする。

【広域防災訓練の実施】

- 町及び消防本部等は、関係機関等の参加と関係団体、要配慮者を含めた地域住民と連携した各種災害に関する訓練を継続的に実施するよう努める。

【受援体制の確保】

- 大規模災害発生時に町外からの広域的な支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的に被災地を支援するため、災害時受援計画の継続的な見直しや同計画に基づく訓練等を実施する。
- 大規模災害発生時に、他の市町村、都道府県、関係機関等に応援の要請等を行う場合には、応援活動の拠点となる施設の提供・応援に係る人員の宿泊場所の斡旋等、応援の受入れに努める。また、緊急消防援助隊が円滑に活動することができるよう、情報提供体制や通信運用体制の確保を図り、ヘリポートの確保や補給体制についても確保を図る。

【町の受援に係る災害対応能力の向上】

- 町の受援に係る災害対応能力の向上を図るため、受援訓練、訓練の検証結果を踏まえた災害時受援計画の作成・見直しを推進する。

【町災害対策本部設置運営訓練の実施】

- 災害対策本部の運営を円滑に行うため、様々な複合災害を想定した図上訓練及び実動訓練を実施し、訓練の検証結果を基に、地域防災計画や災害対応マニュアルなどの見直しを推進する。
- 大規模災害発生時に全国から送られてくる義援物資の配分、輸送、在庫管理に災害対策本部等が忙殺されないよう、集積拠点の確保や迅速・的確な供給体制について、あらかじめ整備に努める。

【機動的な応援体制の整備】

○発災後、早期に被災市町村の行政機能を支援するため、機動的に応援職員を被災地に派遣できるよう、事前に災害時緊急派遣チームの要員を指定するとともに、要員に対する研修を行う。

【罹災証明の迅速な発行】

○大規模災害発生時に町が罹災証明書を迅速に発行できる体制の整備を図る。
○災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する罹災証明書の交付を推進する。

【指標】

指標	現状値	目標値
防災拠点となる公共施設等の耐震化率	90% (令和2年度)	100% (令和7年度)
業務継続計画の策定	策定済み (令和29年度)	毎年見直し (令和7年度)
被受援訓練	0回 (令和2年度)	1回 (令和7年度)
町災害対策本部設置運営訓練の実施	1回 (平成25年度)	1回 (令和7年度)
広川町災害時受援計画の策定	策定済み (令和2年度)	毎年見直し (令和7年度)

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能

【施策プログラム】

【町における情報伝達手段の整備】

- 情報通信施設における資機材の整備及び運用体制の強化を積極的に行い、無線設備や非常用電源設備の整備を促進する。
- 現在設置している防災行政無線の維持管理を行いながら、新システム等について調査研究を行い、民間業者が行う通信システム（メール配信）等の登録者の拡大など、各種防災情報システムの整備、充実を促進する。
- 災害関係機関との総合的なネットワーク化を構築するとともに、災害時等に効果的に運用が図れるよう、操作等の研修・訓練を定期的に行うとともに、適切な維持管理に努める。
- 高齢者などの避難行動要支援者及び住民に対し、多様な情報伝達手段による避難情報の伝達・周知体制を確立し、迅速かつ安全な避難誘導を図る。
- 県及び防災関係機関との連絡系統を確立し、気象・地象・水象に関する注意報、警報及び気象情報の確実な受領及び伝達に努める。
- 安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、「声の伝言板」による災害用伝言ダイヤル『171』を提供するとともに、災害用ブロードバンド伝言板『web171』の提供を推進する。

【「防災メール・まもるくん」の運用】

- 気象情報や避難指示・高齢者等避難の情報を住民へ確実かつ迅速に伝達するため、「防災メール・まもるくん」の適切な利用及び更なる普及啓発を図るとともに、多種多様な伝達手段の整備拡充に努める。

【災害・防災情報の利用者による対策促進】

- 町民や事業者等が災害時に災害・防災情報を確実に利活用できるよう、町民や事業者等に対し、乾電池・バッテリー等の備蓄を働きかける。
- 孤立化のおそれのある集落の災害情報連絡員に通信機器を配備しておく等、連絡手段の多様化を検討する。

【指標】

指標	現状値	目標値
町防災行政無線（同報系）放送回数	19 回 (令和2年度)	
防災メール・まもるくんメール配信回数	12 回 (令和2年度)	
町情報配信（防災）メール配信回数	86 回 (令和2年度)	
町情報配信（防災）メール登録者数	1,035 名 (令和2年度)	2,000 名 (令和7年度)

5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 エネルギーの長期にわたる供給停止

【施策プログラム】

【各主体と連携したエネルギー需給の確保】

○「福岡県地域エネルギー政策研究会報告書」（平成 27 年 3 月）の提言を踏まえ、エネルギーを最大限効率的に利用するとともに、環境にも配慮したエネルギーが安価かつ安定的に供給される社会を目指し、更なるエネルギー施策の充実に努め、ブラックアウト（大規模停電）などエネルギーインフラ（送電線・ガス管等）が途絶した場合の供給・分配手段の確保も含め、事業者や町民等にも働きかける。また、エネルギーインフラの災害対応力の強化を図るため、非常用電源の普及促進や地域内でのエネルギー自給力の強化を図る。

○電力施設やガス施設の二次災害の発生防止や早期復旧のため、総合的な災害防止対策を推進する。

【高圧ガス事業者に対する保安支援】

○高圧ガス取扱事業者に対し、保安教育の徹底、規制の強化、輸送その他の自主保安体制の整備等、保安体制の強化促進を図る。

【指標】

指標	現状値	目標値
再生可能エネルギー導入容量		
年間供給電力量（公営企業）		
高圧ガス事故発生件数	0 件 （平成 2 年度）	0 件 （令和 7 年度）

5-2 上水道等の長期にわたる供給停止

【施策プログラム】

【水道施設の耐震化推進及び水道の広域連携推進】

○水道事業者及び水道用水供給事業者に対し、耐震性能を有する水道施設の整備を図るよう、国の考え方を踏まえたアセットマネジメントの実施や水道施設耐震化計画の策定を推進する。また、耐震化の推進のためには、水道事業者間の広域的な連携を推進することにより、人材やノウハウの強化等を進める。

○水道施設・設備の耐震性の強化により被災時の被害軽減化に努めるとともに、非常用施設・設備の充実を図る。

【水資源の確保】

<有効利用>

○雨水の有効利用を推進するため、情報発信力のある学校等への雨水タンクの設置、ホームページ等を活用した普及啓発を実施する。

<水道施設の広域的整備>

○地域ごとに策定した「広域的水道整備計画」に基づき水道施設の広域的な整備を引き続き行う。

【指標】

指標	現状値	目標値
上水道の基幹管路の耐震適合率（簡易水道事業を除く）		

5-3 汚水処理施設等の長期にわたる機能停止

【施策プログラム】

【下水道施設の耐震化】

○汚水の迅速な排除の維持に努め、市街地の環境整備及び公共用水域の水質汚濁防止を促進する。既設の下水道施設の耐震性能調査を行い、老朽管等については、必要に応じて補強、布設替、改築工事を推進するとともに、新設の下水道施設については、耐震性の強化を図る。

【下水道BCPの実効性の確保】

○町が管理する公共下水道において、下水道BCPの情報更新及び訓練を行い、実効性を高めていく。

【浄化槽の整備】

○老朽化した単独浄化槽から災害に強く早急に復旧できる合併浄化槽への転換を促進するため、浄化槽整備事業を推進する。

【指標】

指標	現状値	目標値
地震対策上重要な下水道管きょにおける地震対策実施率		
下水道BCPに基づく訓練の実施	年0回 (令和2年度)	年1回 (令和7年度)

5-4 交通インフラの長期にわたる機能停止

【施策プログラム】

【道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強】

○大規模災害時における道路の安全性を向上させるため、道路法面等の崩壊、落石等の災害を防止するための整備として、「道路法面、盛土欠落危険地調査」を実施し、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強などを着実に実施する。緊急輸送道路での対策、土砂災害等の危険性が高く社会的影響が大きい箇所・主要道路での対策を重点的に進める。

【道路橋梁の耐震補強】

○地震時に重大な損傷が発生するおそれのある橋梁について、引き続き落橋・崩壊などの致命的な損傷を防止するための耐震対策工事を行う。安全性の確保を効率的に進めるため、緊急輸送道路上の橋梁、同道路を跨ぐ跨道橋、跨線橋の耐震補強を重点的に進める。

【緊急輸送道路の整備】

○大規模災害発生時の道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路に位置付けられた道路については、新設電柱の占用を制限した上で、改良整備などを重点的に進める。
○緊急交通路として確保すべき道路を重点に、防災機能の強化を図る。

【啓開体制の強化】

○各道路管理者が管理する道路の通行止めや啓開作業実施の有無等の情報を共有するなど、災害時に速やかな対応ができる環境を整える。
○道路啓開用資機材を保有する建設業者・団体との間で協定等を締結し、事前に道路啓開用資機材の確保に努める。

【無電柱化の推進】

○道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保などの観点から、電線管理者と協議の上、無電柱化の取組を進める。各道路管理者は、道路の防災性能の向上のため、電線管理者等の理解を得て国の「無電柱化推進計画」に位置付けられた対象道路の整備を推進する。また、緊急輸送道路における新設電柱の占用の抑制や、低コスト手法の活用などによる無電柱化の取組を行う。

【道路の雪寒対策の推進】

○大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪時等においては、インターネット、テレビ、ラジオ、道路情報板等を活用した情報配信によって、円滑な交通確保に努め、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図るため、ソフト・ハード両面での取組を推進する。

【生活道路の整備】

○災害時における地域交通網を確保するため、幅員の狭い未改良区間の整備や歩道設置など、町民の安全・安心を確保するための道路整備を進める。

【指標】

指標	現状値	目標値
道路防災整備率		
耐震対策が必要な橋梁（15m 以上）において地震時に落橋・崩壊といった致命的な損傷を防止するための対策率		
県が管理する緊急輸送道路上の耐震対策が必要な橋梁（15m 以上）において地震時に落橋・崩壊といった致命的な損傷を防止するための対策率		
県管理道路の無電柱化延長（整備延長）		

5-5 防災インフラの長期にわたる機能不全

【施策プログラム】

【道路施設の老朽化対策（戦略的な維持管理・更新）】

○道路施設の長期にわたる機能停止を回避するため、施設ごとの長寿命化計画を策定し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新を行う。また、路面下の空洞調査を緊急輸送道路から優先的に行い、陥没危険度の高い空洞は速やかに補修を実施する。

【河川施設の老朽化対策（戦略的な維持管理・更新）】

○河川施設の長期にわたる機能停止を回避するため、施設ごとの長寿命化計画を策定し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新を行う。

○平常時から河川を巡視して河川施設の把握の徹底等、維持管理の強化と併せ、河川維持、修繕、改修事業を促進する。

○河川関連施設について、必要なものにおいては、重要度・緊急度の高いものから耐震化を促進する。

【ダムの老朽化対策】

○広川防災ダムの長期にわたる機能停止を回避するため、県営の農村地域防災減災事業（防災ダム整備事業）に基づき、戦略的かつ効率的な維持管理・更新を継続する。

【砂防施設等の老朽化対策（戦略的な維持管理・更新）】

○砂防施設等の長期にわたる機能停止を回避するため、施設ごとの長寿命化計画を策定し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新を行う。

【治山施設の老朽化対策】

○治山施設の安全性の確保及び長寿命化を図るため、施設の点検を実施するとともに、適切な維持管理を行う。

【指標】

指標	現状値	目標値
緊急輸送道路における路面下空洞調査の実施率		
橋梁架換え事業に着手済み橋数		
長寿命化計画策定率（道路施設）		
橋梁点検等技術講習会への参加	年 2 回 （令和 2 年度）	年 2 回 （令和 2 年度）
長寿命化計画の策定数（水門・樋門・樋管）		
長寿命化計画の策定数（排水機場）		
長寿命化計画策定率（広川防災ダム）	60%【策定中】 （令和 2 年度）	100% （令和 7 年度）
長寿命化計画策定（砂防施設）		

6 経済活動を機能不全に陥らせない

6-1 サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全

【施策プログラム】

【企業BCPの策定促進】

○福岡県中小企業団体中央会が行うBCP策定マニュアルの普及やBCP普及促進セミナー開催、福岡県中小企業振興センターや商工会議所・商工会が行う窓口相談などの取組を通じて、町内事業者に対し、BCP策定の必要性や策定方法及び組織の事業継続能力を維持・改善するためのプロセスの重要性等の周知を図る。

【商工業者への事業継続支援】

○県、商工会・商工会議所、中小企業振興センター、中小企業団体中央会、信用保証協会、金融機関、中小企業診断士などの専門家などで構成される地域中小企業支援協議会を中心に、中小企業支援に連携して取り組むとともに、被災時には、各構成機関の支援メニューを活用することにより、被災商工業者の事業の再開・継続を総合的に支援する。

【事業継続力強化支援計画の策定促進】

○町内事業所の事業継続力を強化するため、商工会が町と共同で作成する、防災意識の向上活動、事業継続計画（BCP）の作成支援、災害発生時の情報収集等を定めた支援計画の策定を促進する。

【代替性確保や信頼性を高めるための道路整備】

○広域幹線道路として重要な役割を担っている国県道について、多重性・代替性の機能強化を図る観点から、幹線道路の整備（現道拡幅・バイパス整備・局部整備等）を促進するよう国、県に要請し、物流上重要な道路輸送網においては、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するための機能強化を進める。

【広域的な避難路となる高規格幹線道路等へのアクセス強化】

○災害対応力の強化に資する道路ネットワークを構築するため、港湾・空港等の物流拠点と高規格幹線道路や地域高規格道路を結ぶアクセス道路の整備を進める。

【風評被害等軽減のための広報活動】

○災害による風評被害等の影響を軽減するために、農林業・地場産業の商品等の適正な流通促進のための広報活動を推進する。

【指標】

指標	現状値	目標値
町内企業のBCPの策定状況	1.16% (令和2年度)	
福岡県中小企業団体中央会が実施するBCP普及促進セミナーへの参加	年1回 参加者数1名 (令和2年)	年1回 参加者数1名 (令和7年度)

6-2 食料等の安定供給の停滞

【施策プログラム】

【農地の防災・減災対策】

- 農地の湛水被害の防止・軽減を図るため、湛水被害が生じている地域を対象として、排水路等の整備を進める。また、町管理分地すべり防止施設の長寿命化計画を策定し、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。
- 灌漑設備については、それぞれの施設の管理人をその観察に従事させ、排水設備については、河川等に設置する樋門及び附属施設の水害等による破損を防止するための管理を十分に行い、農作物の被害又はその誘因とならないように努める。
- 農作物災害の予防対策については、筑後農林事務所、八女普及指導センター、八女県土整備事務所との綿密な連携を図る。

【農業水利施設の老朽化対策】

- 農業水利施設の長寿命化計画を策定し、農業用排水路は、周辺農地の宅地化や開発等に伴い改良整備の必要性が高い箇所から計画的な整備を推進する。

【農道・林道の整備、保全】

- 災害時に避難路や輸送道路の代替・迂回道路としての活用が期待されている農道・林道の整備を行うとともに、農道・林道の点検・診断を実施し、長寿命化計画の策定を推進する。
- 林野所有（管理）者に対し、林道網の整備などの予防対策を推進するとともに、隣地所有者と十分な連絡を取り、安全を期するよう指導する。

【生乳・食肉施設の停電時の電源確保対策】

- 生乳・食肉の持続可能な生産・流通を確保するため、停電時の対応計画を個別に作成するとともに、酪農家等の停電時の非常用電源設備の導入等を推進する。

【農業用ハウスの補強】

- 近年の台風、大雪等による被害発生を踏まえ、十分な耐候性がなく、対策が必要な農業用ハウスについて、ハウスの補強や防風ネットの設置等の対策を支援する。

【指標】

指標		現状値	目標値
湛水被害等のリスクを軽減する整備地区数			
地すべり防止施設の長寿命化計画策定率			
県が造成した基幹的農業水利施設の長寿命化計画策定率			
農道橋（延長 15m 以上）・林道橋及び農道トンネル・林道トンネルを対象とした長寿命化計画の策定割合	農道		
	林道		
生乳・食肉処理施設の停電時の対応計画の作成率			

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

【施策プログラム】

【ため池の防災・減災対策】

○豪雨や地震等に起因するため池の決壊による災害を防止するため、「防災重点農業用ため池」を中心に、浸水想定区域図や農業用ため池整備計画等の作成など必要なソフト対策や堤体・洪水吐等の施設機能の適切な維持、補強に向けたハード対策を実施する。

【広川防災ダムの老朽化対策】

○広川防災ダムについては、豪雨等による災害防止のため、ダム施設や管理システム等の補修更新を行い、適正な維持管理を継続する。

【指標】

指標	現状値	目標値
防災重点農業用ため池について、浸水想定区域図を作成した割合	18.4% (令和2年度)	100% (令和7年度)

7-2 有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大

【施策プログラム】

【大気汚染物質、水質汚濁状況等の常時監視等】

○住民の健康被害のリスクを軽減するため、大気汚染物質、公共用水域・地下水の水質汚濁状況及び大気・水質・土壌中のダイオキシン類の常時監視及び結果の公表、事業場への立入検査や事業者への指導を行う。災害時における大気環境の観測体制及び情報機能並びに環境中の有害物質のモニタリング体制を確保する。有害物質の漏出を把握した場合は、速やかに県に報告するものとし、有害物質の漏出等により住民の生命身体に危険のおそれがあると認められる場合は、住民に対し、周知等を行う。また、災害廃棄物を処理する際は、アスベスト等の有害物質の適切な処理に努め、土壌汚染については、土地所有者等に対し、適切な土壌汚染対策を指導する。

○危険物等が河川等に大量に流出した場合、水質汚濁対策連絡協議会の活用など、既存の組織を有効に活用し、必要な措置を迅速に講ずる。

【毒物劇物の流出等の防止】

○災害に起因する毒物劇物の流出等を防ぐため、関係行政機関や取扱事業者との連絡・協力体制の確保を図るとともに、毒物劇物の製造所等の把握に努め、営業者等への立入調査等による取扱事業者に対する管理徹底の指導を行う。

【指標】

指標	現状値	目標値
災害・事故時等における毒物劇物による健康被害の発生件数	0件 (令和2年度)	0件 (令和7年度)

7-3 農地・森林等の被害による土地の荒廃

【施策プログラム】

【地域における農地・農業水利施設等の保全】

○農業・農村の有する多面的機能の発揮を促進し、担い手農家の負担軽減や集落機能維持を図るため、農業者、地域住民等で構成される活動組織が実施する水路、農道等の保全活動に対し、多面的機能支払交付金を活用した支援を行うとともに、パンフレットの配布などによりその取組内容の普及を図り、農産物加工による商品開発や販売促進を推進する「ひろかわブランド」の構築に取り組む。

【耕作放棄地対策】

○農業生産基盤の一層の充実を進めながら、担い手の育成・確保、効率的な生産組織や集落営農体制の強化をはじめ、農業経営の法人化の促進、優良農地の保全及び有効活用、地域特性に応じた付加価値の高い特産品の開発、流通体制の充実等を促進する。また、環境保全型農業や地産地消など、時代の要請等に即した農業の促進に努める。

○農業委員会と連携し、現地調査による荒廃農地の荒廃状況、解消状況等の把握を行う。

【森林の整備・保全】

○森林の荒廃を未然に防止し、林業生産基盤の整備や合理的・計画的な森林施業を促進するため、八女森林組合等と連携し、森林の整備・保全に努める。

○林野火災の状況に応じて早期にヘリコプターの活用が図れるようにするため、ヘリポートの整備、活動拠点及び資機材の整備等、国・県・消防・警察などの関係機関と積極的に体制づくりを推進する必要がある。

【指標】

指標	現状値	目標値
地域による農道等の保全活動の実施	1組織 (令和2年度)	1組織 (令和7年度)
荒廃森林の整備面積	35.7ha (令和2年度)	30.0ha (令和7年度)
森林・山村多面的機能発揮対策交付金を活用して地域住民等による森林の保全活動等の取組を支援	0件 (令和2年度)	1件 (令和7年度)

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

【施策プログラム】

【災害廃棄物処理体制の整備】

- 被災地の迅速な復旧・復興を図るため、平成28年3月に県が策定した災害廃棄物処理計画に基づき、処理体制の整備に努める。また、広川町災害廃棄物処理計画の策定を促進し、実効性の向上に向け、町職員等の人材育成を図る。
- 災害廃棄物の仮置場の候補地をあらかじめ選定しておくとともに、災害廃棄物の一時的仮置場を開設するときは、定期的な消毒を実施する。
- 災害廃棄物の総排出量及び処理能力を勘案して、処理が難しいと判断したときは、他市町に処理の応援を要請することになるため、あらかじめその応援能力について十分調査し、処理計画の中に組入れるとともに、協力体制の整備を図る。

【指標】

指標	現状値	目標値
広川町災害廃棄物処理計画の策定	策定済み (令和2年度)	毎年見直し (令和7年度まで)
災害廃棄物処理担当者研修会への参加	年1回 (令和2年度)	毎年1回 (令和7年度まで)

8-2 復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

【施策プログラム】

【町職員等の育成】

- 大規模災害時には、復旧に携わる職員の不足が予想されることから、引き続き、技術向上のための研修会の開催、災害復旧事業などの取組や、実践的な能力を高めるための演習・訓練の強化に努める。

【迅速な応急・災害復旧のための支援】

- 災害復旧事業の実施に当たっては、あらかじめ定めた物資・資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業及び復旧のための支援を推進する。激甚法に基づく財政援助及び助成措置を早期に検討し、複合災害が発生する可能性が高い場合、外部からの支援を早期に要請するなど、相互応援等の協力体制を確立する。

【公共土木施設等の復旧・復興に係る事業者との協力関係の構築】

- 災害時に迅速かつ円滑な復旧を図るため、引き続き建設関係業者や建設関係業界団体と復旧工事・支援業務に関する協定の締結を推進する。

○公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するように努める。

【建設人材の確保・育成】

○復旧・復興を担う建設人材の確保・育成のための整備を行う。また、魅力ややりがいを伝え、関心を持ってもらうことで、若年者をはじめとする建設業未経験者の新規流入を促すため、人材を育成・確保する制度の普及・周知を図る。

○道路等の応急復旧作業は、建設業団体等の協力を得るものとし、土木の応急復旧作業等は、その内容に応じて請負又は委託等適当な方法による人材確保に努める。

【災害ボランティア活動の強化】

○災害ボランティアコーディネーターの育成や町社会福祉協議会とNPO・ボランティア団体等の関係団体との協力・連携体制の構築のため、関係機関と連携し研修会や訓練などを行うほか、それぞれの役割分担や連携方法を明確化し、災害ボランティア活動を円滑に実施するための実効性のある体制整備を促進する。

○ボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティア活動の内容等について情報提供を行うものとし、必要に応じ、本部運営マニュアルを作成するなど、災害ボランティアの円滑な受入に努める。また、ボランティア保険の普及啓発に努める。

【指標】

指標	現状値	目標値
町職員を対象とした研修会・演習・訓練	年1回 (令和2年度)	年1回 (令和7年度)
県主催の公共土木施設等の災害復旧事業研修会への参加	年1回 (令和2年度)	年1回 (令和7年度)
災害ボランティアセンター運営者育成研修参加者数	0名 (令和2年度)	10名 (令和7年度)

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

【施策プログラム】

【地域コミュニティの活性化】

- 自治会のみならず、小・中学校PTA、スポーツ・文化クラブ、ボランティア団体等の、防災活動において戦力となりうるコミュニティに対しても、災害時に自主防災組織活動に協力するよう、その際に安全に共に活動できるよう啓発・研修等に努める。
- 地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、身体障がい者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努める。

【被災者等支援制度の周知】

- 被災者の生活再建に資するため、災害発生の都度、当該災害で適用される支援制度の周知に努める。

【貴重な文化財の喪失への対策】

- 県文化施設における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめるよう努める。修理の実施に併せ、文化財の耐震化、防災設備の整備等を進めるとともに、火災予防体制の確立に努める。また、文化財の被害に備え、それを修復する技術が伝承されるよう努める。
- 文化財が災害を受けたときは、所有者（管理責任者）は被災状況を県教委に報告することとし、町教育委員会は、被災文化財の被災拡大を防止するため、関係機関と連絡し応急措置を取るよう指導・助言を行う。
- 広報活動や講習会等を実施し、防災意識の高揚を図る。

【指標】

指標	現状値	目標値
自主防災組織の組織率（行政区）	100% （平成26年度）	100% （令和7年度）
防災リーダー養成者数	消防団40名 （令和元年度）	消防団40名 （令和7年度）

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

【施策プログラム】

【地籍調査の促進】

○近年の極端な気象現象に伴う土砂災害や洪水等が多発していることを踏まえ、土砂災害警戒区域等の災害が想定させる地域の地籍調査を促進する。

【建設型応急仮設住宅の供給体制の整備】

○「応急仮設住宅建設・管理マニュアル」に基づき、災害時に必要な建設型応急仮設住宅を迅速かつ適切に提供できるよう建設可能戸数や候補地の確認等、供給体制の維持に努める。

【公的賃貸住宅や借上型応急仮設住宅の提供体制の整備】

○被災者に対する迅速な住宅支援を行うため、損壊公営住宅を速やかに修繕するとともに、公営住宅等の公的賃貸住宅や借上型応急仮設住宅の提供体制の整備を図る。

【指標】

指標	現状値	目標値
地籍調査進捗率	100% (令和2年度)	100% (令和7年度)
建設型応急仮設住宅の建設可能戸数の確認及び建設候補地台帳の更新	年1回 (令和2年度)	年1回 (令和7年度)

第5章 計画の推進管理

第1節 施策ごとの推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策ごとの推進管理を行うことが必要である。

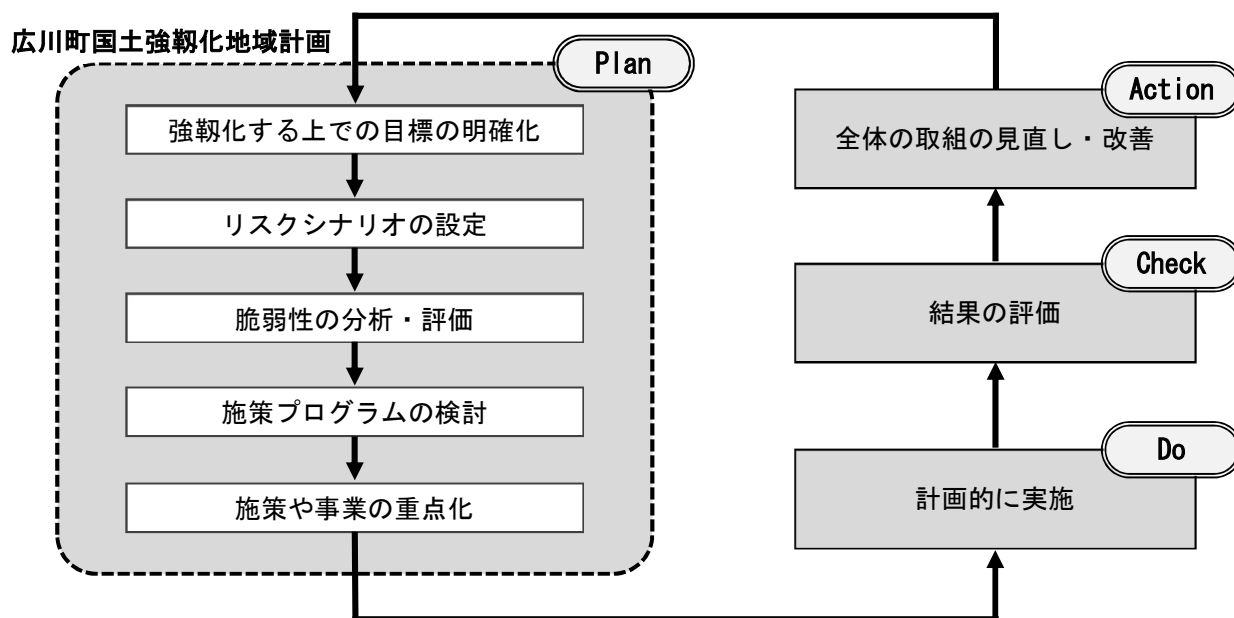
このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や福岡県等との連携を図りながら、個別の施策ごとの進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

第2節 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

本計画の推進に当たっては、各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・福岡県への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築する。

また、本計画の進捗管理を行う中で、社会情勢の大きな変化や想定すべき自然災害リスクの変化等により、計画内容の見直しが必要な場合は、随時見直しを行うものとする。

【広川町国土強靱化地域計画のPDCAサイクル】



広川町国土強靱化地域計画

発 行：令和３年３月

企画・編集：広川町 協働推進課

〒834-0115 福岡県八女郡広川町大字新代 1804 番地 1

電 話：0943-32-1196

ファクス：0943-32-4287